

予算特別委員会

令和 6 年 3 月 1 3 日

葛 城 市 議 会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和6年3月13日（水） 午前9時30分 開会
午後2時52分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | | |
|-----------|------|-----|---|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 藤井本 | 浩 |
| | 副委員長 | 吉村 | 始 |
| | 委員 | 西川善 | 浩 |
| | 〃 | 柴田三 | 乃 |
| | 〃 | 坂本剛 | 司 |
| | 〃 | 梨本洪 | 珪 |
| | 〃 | 奥本佳 | 史 |
| | 〃 | 谷原一 | 安 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 川 村 優 子 |
| | 議 員 | 杉 本 訓 規 |
| | 〃 | 松 林 謙 司 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 企画部長兼情報推進課長 | 高 垣 倫 浩 |
| 人事課長 | 石 田 智 士 |
| 人事課主幹 | 南 直 美 |
| 企画政策課長 | 勝 眞 由 美 |
| 総務部長 | 林 本 裕 明 |
| 管財課長 | 倉 田 主 税 |
| 生活安全課長 | 西 川 雅 大 |
| 庁舎機能再編推進室長 | 吉 田 和 裕 |
| 財務部長 | 米 田 匡 勝 |
| 財政課長 | 内 蔵 清 |
| 市民生活部長 | 前 村 芳 安 |

市民窓口課長	森 本 欣 樹
保険課長	増 井 朋 子
クリーンセンター所長	石 橋 和 佳
保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
地域包括支援課長兼 いきいきセンター所長	西 川 賢
地域包括支援課主幹	津 本 佳 成
こども未来創造部長	中 井 智 恵
こども未来課長	西 川 修
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
こども・若者サポートセンター主幹	鬼 頭 卓 子
産業観光部長	植 田 和 明
農林課長	吉 田 賢 二
商工観光プロモーション課長	竹 内 和 代
都市整備部長	安 川 博 敏
都市計画課長	奥 田 雅 彦
建設課長	西 川 好 彦
教育部長	井 上 理 恵
教育部理事	葛 本 章 子
教育総務課長	葛 本 康 彦
学校教育課長	西 川 直 孝
学校教育課主幹兼 学校給食センター所長	吉 村 和 則
生涯学習課主幹	庄 田 康 則
体育振興課長	竹 本 淳 逸
上下水道部長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好
下水道課長	野 地 幸一郎

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	新 澤 明 子
〃	岸 田 聖 士

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第22号 令和5年度葛城市一般会計補正予算（第9号）の議決について

- 議第23号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の議決について
- 議第25号 令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第24号 令和5年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第26号 令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第27号 令和5年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決について

開 会 午前9時30分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。何か話を私もしたいなと思っていて、私は中学校の横にと言うてええんか、住まいをずっと生まれてから変わることなくやって、住まいをしているんですけど、毎日、中学生が通学をする姿というのを見えています。中学生は中学生なりに、そのときも例えば運動会とか行事があるときとか、そのシーズンとかテストやとかいう、何か通るたびに空気を運んでいく、見せてくれると言うてええんか、ずっとこうやっていると、今日はテストなんやなとか、今日は何かの式があんねんな、今日は運動会やな、楽しそうやなとか、いろいろ見ながら、それを私の気分よくしてくれる1つのことであると、そういうところに住まいをさせてもらっているというのを喜んでおるところでございます。中学生が、そのように季節感を感じるように表してくれるのも同様に、我々議会も、今3月の年度末の今日は補正予算ということになります。そういったことで、慎重審議賜りますように、どうぞよろしくお願いをいたします。

委員外議員の紹介をいたします。杉本議員です。

発言される場合、必ず挙手をいただいて、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを再度確認していただいて、ご起立いただき、発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。また、会議出席者のタブレット端末機の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

委員会の会議進行について、適時休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても、順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思いますので、各委員もご協力をよろしくお願いをいたします。

また、発言につきましては簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力をいただきますようお願いをいたします。

ここで、予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法等について確認したいと思います。まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第の記載の順番に1議案ごとに上程し、採決まで行います。

次に、一般会計補正予算の審査方法についてでございます。提案説明については、一般会計補正予算の歳出歳入を一括で説明を受けます。そして、質疑については、まず歳出の2款と、その歳出に関連する歳入、第2表の繰越明許費の部分について行いたいと思います。そして、2款の質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の3款、4款と、その歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分について質疑を行います。4款までの質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の5款、6款、7款と、その歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分について質疑を行います。7款までの質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行

い、歳出の8款、10款、11款と、その歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分について質疑を行います。そして、歳出の11款までの質疑終了後に一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決を行います。

特別会計補正予算については、これまでと同様に1議案ごとに歳出歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道と下水道の事業会計補正予算については、収入、支出の順番で説明を受けますので、ご了承ください。

今申し上げましたけども、これまでのことについて質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行うことにいたします。

それでは、議第22号、令和5年度葛城市一般会計補正予算(第9号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、上程となっております議第22号、令和5年度葛城市一般会計補正予算(第9号)について、主な補正予算のご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億5,782万7,000円とするものでございます。また、第2条では繰越明許費、第3条では地方債の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算書の6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費でございます。上段の2款総務費、住民税均等割のみ課税世帯及び子育て世帯生活支援金事業から下段の8款教育費、中学校管理事業までの13事業、総額8億1,406万6,000円について、令和5年度から令和6年度への繰越明許費の設定を行うものでございます。

続いて、補正予算書の7ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございます。1、追加では減収補てんで限度額は1,220万円でございます。2、変更でございます。歳出予算の事業補正に伴いまして、限度額の補正を行うものでございます。改正前の限度額から総額で2億3,930万円を減額するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、14ページをお願いいたします。歳出、事項別明細書より各款の主な補正予算についてご説明申し上げます。各款を通じまして、ほとんどが減額補正でございます。主な内容といたしましては、年度末であることから事業費の確定に伴う不用額や契約差金の減額、また、増額補正につきましては、国の補正予算に伴うものや事業費の精算による国や県への返還金などでございますので、主に増額となっている補正予算を中心にご説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2款総務費でございます。1項1目一般管理費で、補正額は3,168万6,000円でございます。

人件費や各種相談事業における増額補正でございます。4目財産管理費で補正額は3,125万3,000円の減額で、新庄庁舎管理事業では光熱水費や工事請負費等の減額でございます。

15ページの下段をお願いいたします。13目地方創生臨時交付金事業費で補正額は2,292万円の減額で、住民税非課税世帯等生活支援金事業の額の確定に伴う減額でございます。

16ページの上段をお願いいたします。3項1目戸籍住民基本台帳費で補正額は1,013万4,000円でございます。戸籍への氏名の振り仮名の法制化に伴いまして、住民基本台帳システム等の改修を行うものでございます。

同じく下段から17ページでございます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で、補正額は736万5,000円でございます。県支出金返還金や国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

17ページの中段でございます。4目障害者福祉費で、補正額は3,761万8,000円で、扶助費の増額となっております。その下の5目老人福祉費では467万7,000円の減額ではございますが、老人福祉事業におきまして、介護保険システム改修費の増額でございます。

18ページの中段、7目いきいきセンター管理運営費で、補正額は4,921万6,000円の減額で、工事請負費の減額などがございます。

同じく、下段の2項1目児童福祉総務費では77万4,000円の減額でございますが、児童福祉総務事業におきましては、国庫交付金返還金で203万4,000円の増額でございます。

19ページをお願いいたします。2項2目児童措置費で1,334万9,000円の増額でございます。子どものための教育・保育給付費で3,154万7,000円の増額となっております。公定価格の改定などによるものでございます。

20ページの中段をお願いいたします。2項4目認定こども園費で、補正額は6,650万7,000円の減額で、主に認定こども園管理事業で工事請負費の減額などがございます。

21ページの下段から22ページの上段にかけてでございます。9目子育て世帯生活支援特別給付金事業費で、補正額は568万4,000円の増額でございます。精算に伴う国庫支出金の返還金でございます。

24ページの下段をお願いいたします。5款農林商工費、1項10目団体営土地改良事業費で、補正額は1億3,090万4,000円で、国の補正予算に伴うもので委託料や工事請負費の増額となっております。

25ページ中段から下段にかけてでございます。6款土木費、2項3目尺土駅前周辺整備事業費から5目の社会資本道路改良交付金事業費で、それぞれ減額となっております。契約差金による減額や国の補助内示割れに伴う減額でございます。

28ページの下段をお願いいたします。8款教育費、2項1目学校管理費で、補正額は1,535万円の減額でございますが、小学校管理事業教育総務課配当分では988万1,000円の増額でございます。国の補正予算に伴う増額となっております。

続いて、29ページの下段をお願いいたします。3項1目学校管理費で、補正額は415万6,000円の減額でございますが、中学校管理事業教育総務課配当分で987万5,000円の増額でございます。同じく、国の補正予算に伴う増額となっております。

33ページの下段でございます。11款諸支出金、1項2目減債基金費で、補正額は1億8,280万7,000円、3目公共施設整備基金費で、補正額は2億円、4目社会福祉振興基金費で、補正額は6,838万7,000円、それぞれ基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。事項別明細書は8ページから13ページにかけてでございます。

なお、14款の国庫支出金や15款県支出金、また、21款の市債につきましては、歳出補助対象事業費等の減額に伴う補正が大半となっておりますので、減額については、時間短縮の観点から説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、8ページをお願いいたします。1款市税でございます。1項1目個人、2項1目固定資産税、4項1目市たばこ税について、それぞれ収納状況を勘案した中で増額補正を行うものでございます。

10款地方交付税でございます。1項1目地方交付税で、補正額は1億10万2,000円でございます。国の補正に伴う普通交付税の追加交付分でございます。

9ページの下段から10ページの上段、14款の国庫支出金、2項6目教育費国庫補助金で、補正額は832万3,000円で、国の補正予算に伴うものとしたしましては、学校施設環境改善交付金事業補助金でございます。

11ページの上段をお願いいたします。15款県支出金で、2項4目農林商工費県補助金で、補正額は1億537万1,000円で、国の補正予算に伴うものとしたしましては、団体営土地改良事業費補助金でございます。

同じく中段、17款寄附金、1項5目民生費寄附金で、補正額は6,838万7,000円で、個人の遺言書による寄附をいただきまして、同額を社会福祉振興基金に積み立てるものでございます。

同じく下段をお願いいたします。18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で5億170万1,000円の減額でございます。

続いて12ページの下段、21款市債につきましては、1項4目農林商工債で、補正額は1,740万円の増額、13ページの中段、7目教育債で、補正額は700万円の増額、それぞれ国の補正予算に伴うものでございます。また、10目減収補てん債では、補正額1,220万円でございます。

最後に、22款1項1目自動車取得税交付金で240万円でございます。

以上、一般会計補正予算（第9号）につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいまご説明を願いました本案に対する質疑に入ります。冒頭で説明をさせていただきましたとおり、歳出の2款と、その歳出に関連する歳入、第2表の繰越明許費の部分についての質疑を行います。

質疑ないですか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。本日も一日よろしくお願いいたします。

私のほうから、そしたら14ページです。2款1項4目の新庄庁舎管理事業なんですけど、14節工事請負費1,000万円減額になっているんですけども、これ多分南側のロータリーの床の改修工事かなと思うんですけど、これについて減額されている理由を教えてくださいというところと、それと、次のページ、15ページの款項一緒に9目企画費の12節委託料、葛城インターチェンジ周辺エリアまちづくり検討支援委託料548万9,000円、これ恐らくホテルの需要調査の件なんだと思うんですけど、もともと924万円についていました。これの結構な半額以上減額になっている、この理由、教えてくださいと思います。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

新庄庁舎の工事の減額についてでございます。

令和5年度の当初予算では、新庄庁舎のロータリーの改修工事の予算計上をしております、維持管理等機能を重視した改修を行うということで予定をしておりましたが、令和5年度の当初予算の審議の際に、玄関前は市の顔でもございまして、見栄えのよさも重要である等のご意見も賜りまして、いろいろ検討しました結果、新庄庁舎の屋根と外壁の改修工事の設計の一部に、この玄関前のロータリーの改修工事を取り入れまして、一体的な改修をすることによって、見栄えもよく、より機能的なロータリーになるという結論に至りまして、令和5年度の予算としてはこの部分を行わないというふうになりましたので、減額というふうにさせていただいております。現在、12月補正予算で債務負担行為で承認をいただきましたので、現在この工事を進行しているというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご質問いただきました葛城インターチェンジ周辺地区、まちづくり検討支援業務の減額ということでございます。

こちらのほう、当初予算といたしましては924万円というところで計上させていただいております。この業務につきましては、葛城インターチェンジ周辺エリアの滞在型観光によるまちづくりというのを検討するために、奈良県社会教育センターエリアにおける宿泊需要調査、こちらの業務が1つと、それから、この葛城インターチェンジ周辺エリアのまちづくり基本構想を策定する目的で、予算を計上させていただいております。宿泊需要調査につきましては、令和4年度末におきまして、奈良県において実施するということで調整ができていたんですけども、今年度に入りまして、引き続き奈良県と協議を重ねてきておりましたが、11月の中旬に入りまして、奈良県においてはこの調査は実施しないということで、一応そういうご回答をいただきました。葛城市といたしましては、この社会教育センターに宿泊施設を誘致するという上では必要な調査であるというふうに考えておりますので、市において、現在、委託業者を決定し、実施しているところでございます。

結果といたしまして、当初に予定しておりました基本構想の策定の部分というところでは、今年度の実施というのはちょっと見込めないということになりましたので、その分について

減額とさせていただいております。また、この基本構想の策定につきましては、今年度行っております需要調査の結果を踏まえまして、次年度に同じく交付金を活用して実施させていただく予定としております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 まず、新庄庁舎請負費1,000万円の減額のことについては、ごめんなさい、僕も自分で言っていましたね、確かに。きれいにせんなあかんと。ほんで前の補正でも出ていました。ごめんなさい、ちょっと失念しておりました。そういう理由で来年度の予算に今、外壁と一緒に上げてこられているということですね。了解しました。

それと、企画費のところの、葛城インターチェンジ周辺エリアの検討支援業務ということで、基本構想も含めての話やったんですけど、それについてはちょっと、その減額やいうところですね。需要調査については、先ほど課長からもありましたけど、県と一緒にやっていただけると、県の事業でやっていただけるということやったんやけど、葛城市でもうそれやっていかなあかんから、進めやんなんから、それについては予算をそのままつけてやっていくということで、900何がし24万円の何がしのうち、ホテル需要調査の分だけ入っているということですね。基本構想の分は548万9,000円と減額ということで、その減額の原因については分かりました。ホテルの需要調査、僕も一般質問でも話させてもらいましたが、ここ、ぜひともずっとちゃんと進めていかなあかんのですけど、3月末で一応、成果品のほうが出てくるということで、これについては、どっかのタイミングでもいいので、ちょっとまた皆さんにその成果というのをちょっと教えていただきたいと。どういうものかという、どういう結果になっているというのを、ちょっとどっかのタイミングでしていただきたい。これちょっとまた議長にもお願いしたいなと思いますけど。またお願いします。大丈夫です。以上です。

藤井本委員長 質疑の際、お願いがございます。質問する側も答弁される方もですけども、3月議会ですので、令和5年度と令和6年度の両方の予算が出てまいりますので、令和5年度の補正予算というのと令和6年度予算ということで、新年度予算とかという形じゃなくでご答弁、また、ご質問いただきますようお願いをいたします。

ほかに質疑ございませんか。

柴田委員。

柴田委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

私は、15ページの2款1項9目の国際交流友好自治体交流事業についてなんですけれども、104万4,000円の減額で、大体3月の補正では減額で出てくるので、実行されていないのかなというのは推測されるんですけども、基本的に国際交流の考え方、いつも減額でなかなか実行に移せない事情があると思うんですけど、国際交流の考え方についてちょっと教えていただけますでしょうか。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。よろしくお願いいたします。

国際交流のところで毎年減額ということで、今、委員のほうからおっしゃっていただきました。今年度につきましても、毎年、旅費というところ……。

(発言する者あり)

勝真企画政策課長 令和5年度につきましても、毎年、旅費という形で上げさせていただいている分を減額という形で処理させていただいております。令和5年度につきましても、東アジア地方政府会合に参加する目的で旅費を上げさせていただいております。令和5年度につきましても、中国の臨沂市で開催ということで、10月25日から27日の間で開催ということでございましたけれども、公務によりスケジュールがちょっと合わなかったというところで、参加を見送ったというところでございます。葛城市としての国際交流の考え方ということでございますけれども、コロナでコロナの期間というのは少し活動というところは中止とさせていただいていた部分もございますけれども、葛城市といたしましては、異文化を理解した上で、コミュニケーション能力を身につけるということが国際交流する上では不可欠であるという認識を持ちまして、平成30年度から、奈良県主催の東アジア地方政府会合のほうに参加をさせていただいております。こちらの交流を通じまして、いろいろな交流を重ねてきているわけでございますけれども、令和6年度以降につきましても引き続き、国際交流につきましても、子どもの交流というところを軸に世界情勢を見極めつつ、国際課が行っております東アジア地方政府会合のほうにも参加いたしまして、検討してまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 その東アジア地方政府会合の件なんですけど、公務で行けなかったということは、市長が行かれる予定にされていたということだと思うんですけど、市長以外の方でも行けるんでしょうかというところをちょっとお聞きしたいのと、それから、オーストラリアのストラスフィールドとの交流というかのお話があったと思うんですけど、その辺りの進捗状況もお聞かせください。

藤井本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 令和5年度は臨沂市ということで開催地が決まっております。もともとから市長も参加するということで予算を組ませていただいております。市長以外の参加もというところでございますけれども、やはり国際的な交流というところにつながるというところから、市長の参加というところを軸に検討しているところでございます。ですが、ちょっと公務によりいろいろ調整がつかせませんでしたので、今回は参加を見送ったというところでございます。今おっしゃっていただきましたオーストラリア、ストラスフィールドのほうでございます。以前に子どもの交流というところでいろいろ検討させていただきました、あちらの方ともいろいろ交渉させていただいたり、協議をさせていただいたという経緯もございますけれども、ちょっと詳細いろいろあるんですけども、いろいろな面で交流につなげるところまで至らなかったという経緯もございまして、現在のところは、少し中断しているところもございます。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。市長が行かれるのが意義があるということもあると思うんですけども、参加することに意義があるのかなと思いますので、やっぱり葛城市ということアピールするためには、ちょっと部長辺りが行かれてもいいのかなあというふうには思っております。ストラスフィールドのほうなんですけれども、なかなか進まないということであれば、声がけはされているのは知っているんですが、ゼロベースで、また考えてもいいのかなあというふうに私は考えておりますので、また、あらゆるそういった交流のチャンスがあれば、それを捉えて進めていっていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

坂本委員。

坂本委員 おはようございます。よろしくお願いします。

私ちょっとよく分からないので、教えていただきたいと思うんですけれども、14ページの2款1目一般管理費の18節で人件費、退職手当特別負担金3,053万円のこの増額の件ですけれども、令和5年で当初予算で大体退職金で幾らぐらいかかるだろうというような見積りをされて、請求されると思うんですけれども、今回補正で3,053万円の増額となっておりますのは、これは特別な退職者が出て、その追加という増額になるのでしょうか。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願いいたします。

退職手当特別負担金につきましては、自己都合の退職であったり、主査以上で5年以上の職員が退職した場合に発生するものでございますので、令和5年度当初予算では組んでおりませんでした。

以上です。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 令和5年で、当初予算で組んでいなかったのが、補正予算でまた請求したということで、分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 人数と、どういう状況なのかというのを話せる範囲で聞かせてください。

藤井本委員長 石田課長。

石田人事課長 令和5年度の途中に退職手当特別負担金が発生する理由ですね。勸奨退職3名、退職手当特別負担金を要する自己都合による退職が3名、任期満了による退職者が6名ということがこの積算の元になっております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 任期満了に伴うのは、これはもうしょうがないかなというふうに思うんですけれども、勸奨であったり、もう一つの理由ですね。6人の方が今回退職されるということで、やっぱり

これだけの主査以上の人材が急にぼんと抜けてしまうと、組織としても痛手だと思うんです。それに対する措置、ちょっとここで聞くのもおかしい話かもしれへんけれども、どういう措置講じられているのかというのも聞ける範囲でちょっと聞かせていただけますか。というのも、やっぱりこういうのがどんどんどんどん増えてくると、人材の確保、採用もしんどいところで、今いる人材もどんどんどんどん歯抜けになっていくとなると、組織としての在り方というか、そういう引き止めるということも含めて、やはり何らかの手だてを講じていかなければいけないと思うんですけれども、その辺りちょっと人事課の考え方を聞かせください。

藤井本委員長 考え方を述べてください。

石田課長。

石田人事課長 退職事由につきましては、健康上の理由であったり、新しい職への転職ということもございますので、当然、人事課としましては、担当部署もそうですけれども、慰留に努めております。ただ、そこでやはりなかなか理解を得られなかったといえますか、そちらの思いが強いということで、今回退職に至った人間がいるというのは事実でございます。当然、退職された場合、今現状で急に人を採用するということはできませんので、会計年度任用職員で対応していただくような状況が、今のところは対応しておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 失礼します。企画部、高垣です。

慰留に勤めている部分でどのようなところで、ちょっと補足というので指名されたんでしょうか。

藤井本委員長 というのと、こうなったときの対応をもう少し具体的に。

高垣企画部長兼情報推進課長 実際に勧奨退職の場合は、当然理由もある部分もありますが、担当課の部長、課長からいろいろお話も聞き、また、最終的に人事課もお話聞きながら、慰留には努めておるところです。それで、対応といたしましては、やはりその方それぞれの事情ありますので、そこについては、市としてはもちろん慰留に努めるところですが、なかなか難しいところもございます。職場環境の部分で仮にあるならば、それについては、また、できる範囲での対応、例えばその職員の方の気持ちとか、そういった部分で対応できる部分があるならば、それについては、対応できる部分はもちろん人事課としても対応していくような流れになると思うんですが、今のところいろいろ模索しながら慰留に努めている状況であるということで、よろしくお願いします。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 ちょっともう意見だけになりますけれども、基本的に退職される場合は、いろんな理由をつけてされることも多いんですけれども、私がやっぱりいろんなことで今まで経験してきている中では、人間関係であったり、何らかのハラスメントであったり、いろんな問題がやっぱり関わってということもあろうかと思うんです。今回の葛城市の事例が、それに当てはまるとは言っているわけではないですけれども、やはりそういったことも含めて、これからやっぱり人をしっかりと最後まで働いていただくというか、戦力としてせっかく育てている

人材を手放していくというのは惜しいと思いますので、その辺りも含めて、人事課にはちょっとケアをしていただきたいなというところでお願いだけしておきます。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 私もちっと関連でお願いいたします。今、梨本委員は、実際に辞められた時のことについて質問されましたけれども、それぞれの夢を持って辞められるとか、そういうことであれば、これは個人の意思といいますか、ライフステージに関わる問題だろうと思うんですけれども、そうじゃなくて、やっぱり職場で大変とか、自分のメンタルの問題とか、そういうふうなことがあったら、これあると思うんです。それで、昨年もちっとこのことについて伺ったときに、令和5年度から対応として、つまり平素の対応として、係長制度に伴う原課での相談体制をちよっときちっとやっていくんだということを1つと、それからもう一つは、メンター・メンティー制度も活用しながら、職員が働きやすい体制づくりを、令和5年度からこの2点を行っていくということを伺っておりますけれども、これどういった現状があって、効果はどのように上がっているのでしょうか。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。分かる範囲でちよっとお答えさせていただきたいと思います。

まず、メンター・メンティーについては、令和5年度からというより以前から制度が入っていますので、それで、先に言わせていただいたんですが、当然、柴田委員の一般質問の中でもご質問あったように、職員の担当課ではできない部分、相談できない部分について、先輩、近い先輩、女性ならば女性職員、イメージですけども、男性なら男性職員という近い方に相談いただくという形で、少しでも相談できて、メンタル面で和らげていただけたらという部分があるので、それについては、令和5年度についても実施させていただいております。

それと、係長制度、今年初めて入れさせていただいて、私の情報推進課にも1人係長がおりまして、それぞれ初めての試みなので、どのような業務、係長は管理職ではないので、現場の責任者というイメージでご説明させていただいたと思うんですけども、それは中で職員で、それぞれの業務の係ごとの取りまとめという部分では細かい対応はできているとは思いますが、まだ今年入れたばかりなので、まだ整理していかんなん部分もあるとは思いますが、ですので、引き続いてシフトとして係長のほうに中心に業務を回していくように考えておりますので、来年度も引き続き検討してやっていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 いろいろ考えられた上で係長制度を導入されていますので、これが今おっしゃったように、ちよっときちっと機能していったら、そしてまた、職員のスキルアップとか士気向上につながるように、よろしくお願いいたします。

以上です。

藤井本委員長 関連、谷原委員。

谷原委員 この問題は、議会としても職員の方の働き方も含めて、さらには職員の育成という点で、専門的な経験を積み上げられた方が途中で辞められるということは、葛城市としても大きな損失になるということで、関心を持ってまいったところですので、私のほうも1つ関連で質問させていただきます。

退職者が出た後、どのような課内での話し合い、対応をされているのか。つまり、原因を分析したりとか、あるいは入職時に当たって、そもそもの採用時からどういうことだったのかということも含めて、ちゃんと分析、検討されているのかどうか、そのことについて伺います。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 企画部、高垣です。

今の、例えば、谷原委員のご質問、退職する方によってそれぞれ事情はございますが、いろいろと令和5年度も試行錯誤しているんですけども、専門職の場合とかもいろいろ職種もあるんですけども、入庁時からどのような経緯で採用されたのかということの確認はいたしまして、それぞれ、今質問の中でメンタル面が多かったと思うんですけども、どのような職場環境だったので、それが例えばマッチしていなかったのか、当初思っておられたのと、そういうものもお聞きしております。また、長年勤められた方については、やはり、もちろん慰留には努めていると先ほども申しましたが、その中で、やはりその方の今後の人生の中でできる範囲で聞き取りもさせてもらって、対応するようにはしております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 丁寧に対応されているということですので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに私も過去申し上げたことがあるんですけども、私、以前に勤めていた仕事の関係上、高校で子どもたちを就職させるということで、進路部長などやったときなどは、四、五十社、会社の人事部長とか、あるいは社長とか、小さいところではお付き合いするということがありました。どの会社も、入ってきた子はきちっと育てようということで熱意を持っておられたわけですが、万が一辞めることがあれば、どちらもこちらにも連絡ありますし、面接、その子の希望も含めて、会社として何があったかということをやっぱり丁寧に追っておられます。だから、やっぱり1人の方を採用し、育ててやっていくということは大変なことだし、それだけ会社としてはお金がかかっているから、それは真剣にやっぱり検討もされ、原因も突き止められて、会社の改善、やっぱり人材定着ということで努力されているの見てまいりましたので、私、葛城市で非常に毎年この時期になると、大変気になっているところあります。先ほど課内でもそういう話もされているということでもありますけれども、民間事業者のほうはそれこそもっと、そこは非常に真剣にやってはるなと僕は思ったので、今後、いろんな事情があります、確かにね。しかし、それに流されることなく、自らの人事の在り方、人事政策の在り方を、是非今後とも検討のほう、研さんのほうよろしくお願ひいたします。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

奥本委員。

奥本委員 1点確認します。15ページ。2款総務費、1項総務管理費、6目地域情報化推進費、この中のインターネットシステム整備事業の電算機器等賃借料272万8,000円の減額、これ当初予算1,466万7,000円なんですけども、ちょっとこの辺がよく分からないんですけど、当初のところでこれ、統合型GISの利用料、それと、インターネットメールシステム利用料が該当するのかなと思うんですけども、ただ、それプラスアルファで今年度新規としてファイルサーバー、ADサーバー、アクティブディレクトリサーバー等の賃借料というのが入っているんですけど、どの部分で減額になっているかお聞かせください。

あと、小さいんですけど、その下の総合行政ネットワーク維持事業のソフト等使用料も63万円の減額というのも、契約差金かどうかは分かりませんが、その辺り詳しくお願いします。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 情報推進課としてお答えさせていただきます。

この1つ目のインターネットシステムの整備事業の減額補正なんですけども、これにつきまして、奥本委員おっしゃいました最後のファイルサーバー、アクティブディレクトリサーバーの減額分です。当初予算といたしまして組んでおった金額370万4,000円であったところなんですけど、調達に一部、今回、機器の調達がちょっと実施が不安定な部分ありまして、遅れまして、当初は6か月取っておったのが、調達期間が短くなり、2か月のリース期間になってしまいました。そのために、その差金といたしまして272万9,000円、それを減額いたしておるというものでございます。

それと、総合行政ネットワークの維持事業につきましては、これグループウェアの更新の時期に当たりまして、今回そのグループウェアの更新を行いました。当初予算の場合は2者見積り取りまして、平均額で予算要求するというルールがございまして、それで、一旦要求させていただきまして、プロポーザルの結果、1者応札ありまして、その金額が決まりましたので、その分の契約差金ということで減額補正させていただいたということでございます。以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。契約差金のソフト等使用料のほうはそれで了解いたしました。最初のほうの電算機器等賃借料なんですけども、ファイルサーバー、アクティブディレクトリサーバー、これなんですけども、そもそもこれDXの絡みで、複数のID、パスワードの統合的な管理、ネットワークの機器の管理ということで、セキュリティーの対策というところだったと思うんです。これが、機器の調達でということになれば、当初予算の前提として、これを導入することによってセキュリティーポリシーとか運用ポリシーが変わりますということでしたけども、これが要するに減額できないということは、その辺は今年度変わらんかったという理解でいいんですかね。変えていないという理解でいいんですかね。

藤井本委員長 高垣部長。

高垣企画部長兼情報推進課長 ちょっと当初予算の説明のときは、ちょっと私、課長でなかったかもしれませんで、すいません。おっしゃっている意味は、このIDとかの運用が、セキュリ

ティーポリシー上見直す必要があるのではないかという意味で、今現在見直しておるのかというご質問やと思います。それにつきましては、まだ現在検討しておるところで、運用面、見直しとかセキュリティ面での対策については、課題としては抱えていますけど、現在まだ検討中ということでよろしくお願いします。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 システムがまずそろわないと、その辺進めないのは分かるんですけども、やはり並行してできるところは、検討ぐらいは並行してできたかと思うんですよ。やはりだからその辺り、これやって次じゃなくて、並行して進まないと、やっぱりDXの計画が進まない、完了しないと思いますので、その辺りうまく、大変だと思いますけど、よろしくお願いします。以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 細かいことかも分からないんですけど、14ページの2款総務費、1款総務管理費、財産管理費の10節需用費の新庄庁舎管理事業の光熱水費なんですけど、1,100万円の減額になっています。これ当初予算が2,811万2,000円だったので、実に4割近く減る計算になっているんですね。物価や燃料費高騰がありまして、令和4年度予算が1,463万4,000円でしたので、かなりちょっと上げられたんだと思うんですけど、これ減っている理由についてお伺いします。それと、同じようなことなんですけど、15ページの2款総務費、1項総務管理費、8目自治振興費の需用費の街灯管理事業の光熱水費、これにつきましても減額理由についてお答えいただけたらと思います。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。お願いいたします。

主な予算の過剰になった原因につきましては、高圧の電気料金でございます。令和5年度当初予算では、電気料金を検討しておりました時期には、関西電力送配電から電力を受給していただき、卸市場価格連動メニューで当面の間、電気代を支払うということを想定して予算計上しておりました。しかし、令和5年4月以降につきましては、関西電力の電気代につきまして、そういう卸市場価格連動メニューから一般的な電気料金のメニューに移行することが可能になりましたので、基本料金では、単価では146円程度上がっているのではございますが、その他の電気使用量に対する季節料金とか、再生可能エネルギー料金、あと卸価格調整額等がいろいろ下がったりしてまいりまして、新庄庁舎におきましては、大体月平均で80万円前後ぐらい、想定を下回りましたので、今回は減額をお願いするということになっております。

以上でございます。

藤井本委員長 西川生活安全課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

街灯の光熱費の減額についてでございます。こちらにつきましては、令和5年度の光熱水費につきましては、令和4年度から、ご存じのとおり、電気料金が非常に高騰したという実

績がございましたので、令和5年度の当初予算計上は、過去の実績ベースではなくって、前年度、令和4年度実績ベースで計算のほうをさせていただきました。しかしながら、令和5年度に入ってから、料金の高騰も落ち着いてまいりましたので、当初予算では、1か月当たり約135万円見込んでおったところですが、4月以降は平均95万円余りで推移をしておりますことから、今回、不用見込額となります429万2,000円を減額、お願いするものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 とともに光熱水費の燃料費の高騰とかが落ち着いてきたという理由と、それからあと、新庄庁舎につきましては、予算算定的前提が変わったということで、承知しました。

それで、新庄庁舎のほうについて、特に伺いたいんですが、葛城市、ゼロカーボンシティ宣言もやっているんですが、光熱水費を抑えるために、もし工夫されていること等がありましたら、ちょっとお教え願いたいなというふうに思います。

それから、街灯についてなんですけれども、少しちょっと外れるかも分からないんですが、半導体等の入手が困難ということで、ちょっと修理がなかなかかかれないというようなこと、これ街灯だけに限らずそういった事例というのは聞くことがあるんですけれども、現状として、街灯の修理、地域から出てきたら、これについては滞りなくされているのでしょうか。この辺り確認をお願いします。

藤井本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

ゼロカーボンシティに関して、新庄庁舎のほうでどのような取組をとっているかということでございますが、まず、新庄庁舎につきましては、できるだけ節電をということで、昼休み等、環境課を中心にちょっと呼びかけがございまして、無駄な電気の消灯、それから退庁時間の確認等いたしまして、できるだけ早く退庁し、無駄な電気を消すというような心がけをしていくというような、少しずつですが、若干でもということでやらせていただいています。

あと、新庄庁舎の電気代につきましては、ほぼほぼ空調が関わってきておりますので、これは季節の気温の上下によってかなり増減しますので、なかなか全体的に、急にわってなるようなものではないので、そこだけちょっとご理解願いたいということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川生活安全課長 生活安全課の西川でございます。

ただいまのご質問、街灯の整備に伴う半導体の影響というところのご質問だったと思いますが、電化製品とか車とかというのは、半導体不足で納期が遅れるという話、よくニュース等で伺いますけれども、各大字で整備される街灯、また、うちのほうで、大字間の街灯設備というところでは、特にそういった半導体不足での影響というのは出ておりません。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 街灯については影響がないということで、着実にありがとうございます。安心いたしました。

それからあと、今、倉田課長もおっしゃった小まめに電気を消すとかということは、これ本当にちりも積もれば山となりますので、いろいろと努力をしていらっしゃる、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それから、空調の気温のことについても理解いたしました。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

倉田課長。

倉田管財課長 追加で説明をさせていただきます。新庄庁舎につきましては、数年前から照明を全て蛍光灯からLEDに交換、その他の施設につきましても、順次できるところからLED化というふうにさせていただいていますので、その辺でも電気代の節約等には努めていかせていただいているということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員 2つ、質問させていただきます。2款総務費、1項1目の一般管理費の中の各種相談事業というところで12節委託料、訴訟弁護士委託料。

藤井本委員長 ページ数、言ってください。

谷原委員 ページ数は14ページで、よろしいでしょうか。弁護士の委託料、これについて伺います。

それから6ページになります、2款総務費の3項1目戸籍住民基本台帳費の中の戸籍住民基本台帳事業ということで、1,227万6,000円ほど補正となっております。これについては、繰越明許費で同額が上がっているわけですが、これについてどういうものかご説明をお願いします。

藤井本委員長 石橋クリーンセンター所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。よろしくお願いします。

まず、本件概要でございますが、令和2年度に締結いたしました葛城市クリーンセンターリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理業務委託に関する裁判の勝訴に伴う成功報酬金でございます。

次に、算出根拠でございますが、成功報酬420万円掛ける消費税1.1、462万円となっております。

以上です。

藤井本委員長 森本市民窓口課長。

森本市民窓口課長 市民窓口課、森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

システム改修料についてでございますけれども、こちらは、行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を特定し、公証するニーズが高まっていることから、戸籍や住民票へ氏名の振り仮名の記載を必須とする行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律等の一部を改正する法律が、令和5年6月9日に公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲内の政令で定める日から施行されることとなりました。このため、住民基本台帳システムと戸籍の附票システムへ振り仮名を追加するシステム改修を行うもので、全額、令和6年度へ繰越しを予定しております。全額補助対象で歳入は総務省の社会保障・税番号制度システム整備費補助金となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず最初の訴訟弁護士委託料は、先ほどあった裁判の終結に伴う成功報酬ということですが、この成功報酬としての金額、これは前もって契約で定めていることになるのでしょうか。もしそうであれば、成功報酬の金額の算定、交渉、その他、どういう契約になっていたのか教えていただけたらと思います。

それから、2つ目の戸籍住民基本台帳事業ですけれども、これは、漢字だけじゃなくて振り仮名もシステムのほうに打ち込んで登録していくということですが、これはそれぞれの方が、住民票を持ってこられたときに振り仮名も打たれていると思うんですが、そのままの振り仮名の登録をやっていくということなんですか。それだけちょっと確認をさせていただきたいと思います。

藤井本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 本件の弁護士を依頼しました川崎法律事務所との契約の中で、最終支払いについてでございますが、本事件処理の成功報酬額は、甲乙間で、本事件終了時に弁護士報酬規程に準じて別途協議して定めるものとするというふうに規定をされております。弁護士報酬規定というのが、旧日本弁護士連合会弁護士報酬基準というものがございます。こちらの基準にのっとりまして計算をしたところ、本件の支出差止請求金額は、3年間で2億4,310万円でありました。通常の弁護士報酬規定で報酬金を試算しますと、2億4,310万円掛ける6%、足すことの138万円、イコール1,596万6,000円となりますが、諸般の事情、この諸般の事情というのが、本市顧問弁護士であるということも考慮していただきまして、462万円として請求をしていただいておりますというふうなことでございます。

以上です。

藤井本委員長 森本課長。

森本市民窓口課長 市民窓口課の森本でございます。

住民票の振り仮名をそのままということかということですが、まずは、住民票の振り仮名を戸籍システムへ仮登録をさせていただくと。この仮登録された振り仮名を、今度本籍地から住民の方に通知をさせていただいて、それが正しいかどうかというのを届出をしてもらう流れとなっております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 弁護士報酬については、弁護士の報酬規定にのっとりまして計算しての金額を出した上で協議して、この金額になったということですから、協議の上でということだということは理解い

たしました。

それから、もう一つの振り仮名の件ですけれども、住民には確認をするということで分かりました。結構です。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑がないようですので、歳出の2款の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

藤井本委員長 次に、歳出の3款、4款と、その歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分についての質疑を行います。入替えよろしいですか。3款、4款の質疑を行います。

質疑ないですか。

西川委員。

西川委員 そしたら、23ページ、ちょっと飛びますねんけど、4款のほうから行っていいですか。4款1項6目なんです。出産・子育て応援交付金事業、18節負担金補助及び交付金500万円減額になっております。これ当初予算というか、当初予算では3,000万円のところ、500万円に減額されていますと。これは、10万円、妊娠届出時に5万円、そして出産時に5万円というところの交付金になっていると思うんですけど、結局、今500万円減額されるということは、これ、もしかしたらあともうちょっと3月、まだもうちょっとあるじゃないですか、その辺を見込んで500万円なんか、ほんで今までどれぐらいの方が、実績として、決算じゃないんですけど、大体言える範囲でちょっと人数とか、出産時で何人ぐらいとか、妊娠期で何人ぐらいとかというのをちょっと教えていただけたらなと思います。ちょっと待ってくださいね。それと、それ1つね。

そしたら、18ページ、ちょっと戻りますね。これ3款民生費、1項7目いきいきセンター管理運営費なんですけど、工事請負費で4,300万円の減額になっています。これについての減額の理由、契約差金なんかどうかちょっと分からないんですけど、理由をちょっと教えていただきたいと思います。

藤井本委員長 順番は質問どおりお願いします。

森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。ただいまご質問いただきました出産・子育て応援交付金事業の減額理由についてでございます。

まず、今回減額しているのは500万円でございます。当初、この給付対象者、毎月25名を年間300名にお渡しするということで想定しておりました。直近ではございませんが、11月末のときに実績を確認しましたところ、出産応援のほうにつきましては153名、そして子育て応援が160名の給付となっております。このことから、今年度の見込みにつきましては、3月末までで250名という形で考えまして、差額の50名分の、そして2種類の給付額の分としまして500万円を減額するものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

いきいきセンターの工事請負費ですけれども、契約差金になっております。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 出産・子育て応援交付金なんですけれども、大体まだ決算までまだ最終の人数は分らないのでしょうけど、大体250名ほどが出産時と、ほんで妊娠時に合わせて250名というところやと思いますけど、これ、次、令和6年度予算に行くときに、これ、たしか令和4年の4月1日、遡ってこれ難しいですよ、妊娠期のときに、今年度の予算とちょっと前の令和4年度に妊娠をされている方もここに入られているので、次どういう予算を組み、令和6年度になると思うんですけど、ちょっと次どういうふうな形で組まれるかなあというところは次の話にしておきますけど、今回は250名というところで、1年度で考えたら、恐らくもうちょっと減ってくるのかなというところも思いますので、この辺は、次また令和6年度のときにお話しさせていただける、実績としては分かりました。取りあえず今年度は50名を減して見られているということを理解しました。

それと、いきいきセンター、契約差金というところで、今度も金額のほうに行かせてはいただきますねんけど、そのときも見させてはいただきますけど、工事が増えたり減ったりとかいろいろ、工事、生きもんでもあるんですけど、増えたり減ったりしているところも、もしかしたらあるかなあと思って聞かせてもらったんですけど、それについてはないということとでよろしいですね。もうそれ確認だけですけど、よろしいですか。

藤井本委員長 お答えください。議事録に残りませんので、首振っていただいただけでは。

西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 ございません。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 じゃあ、3点お伺いいたします。

まず、6ページなんですけど、民生費、2項児童福祉費、この繰越明許費の……。

藤井本委員長 ページ数。

吉村副委員長 6ページ、繰越明許です。繰越明許費です。6ページの、まず、関連して聞いていいですよ。繰越明許も当然。6ページの3款民生費、2項児童福祉費、それから保育所等整備事業の1億6,934万6,000円の分なんですけど、この事業につきましては、この春に開園します當麻地区に建設中の當麻せいか子ども園に係るものというふうに、私、理解しているんですけど、それでいいのかということと、それからあと、開園が1か月遅れになるというふうに、厚生文教常任委員会でも報告されていたと思いますけれども、現在の進捗状況、これをお伺いしたいと思います。

それから次、19ページです。19ページの3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費の19節扶助費、子どものための教育・保育給付費なんですけれども、これにつきまして、私、去年の3月議会、令和4年度の補正予算でも質問しまして、この給付費は私立保育園など各園ごとにそれぞれ給付されるものと理解しています。先ほど米田部長の説明の中で、公定価格の引上げが今回の増額の理由であるというふうにおっしゃいましたが、その理解で正しいのかどうか。

それから、あと20ページ、3款民生費、2項児童福祉費、4目認定こども園管理事業の14節の工事請負費、これが5,862万9,000円と6,000万円近い減額になっていますが、こちらの事業内容と減額理由について、まずお示し願いたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、ご質問いただきました1つ目でございます。債務負担行為の補正についてでございます。

先ほど吉村副委員長おっしゃっていただきました當麻せいか子ども園に係るものということでございますが、吉村副委員長のおっしゃるとおり、そのとおりでございます。令和6年、今年の4月に開園を予定で準備を進めさせていただいたところではございますが、昨年の5月に厚生文教常任委員会でお伝えさせていただきましたとおり、事業者から開園が1か月遅れて、令和6年、今年の5月になると報告を受けております。現在もその予定は変わっておりません。開園の遅れの理由といたしましては、原材料の品薄や燃料の高騰、また建材の確保が思うように進まない、また、国内の建築需要の高まりを受けて、建築人材の確保がなかなか進まなかったこと、働き方改革により過度な残業等ができないなどが重なりまして、年度内の竣工が難しいという状況は変わっておりません。

次の2点目いただきましたご質問でございます。子どものための教育・保育の給付費の増額についてでございます。

こちら先ほどおっしゃっていただきましたとおり、市内の民間保育園、また市外の公立と民間保育所などへの運営費としてお支払いする給付費となっております。今回の補正におきます増額は、国から公定価格というものが示され、その引上げによりまして、4月に遡って適用されるものでございます。

続きまして、いただきました3つ目のご質問でございます。認定こども園の管理事業の工事費についてでございます。こちらは、磐城認定こども園調理室等整備工事に係る契約金額が確定により、減額させていただくものでございます。契約額1億7,699万900円、予算額が2億3,562万9,000円でしたので、その差金として5,862万9,000円の減額となりました。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 まず、當麻せいか子ども園につきまして、承知しました。これにつきまして、まず今後の予定、それとあと、繰越金額の内容について、まずお伺いしたいのと、あと、それから、

開園するまで、4月の間までも、言うたら4月の末まで、受入児童の方々、この対応をどのようにされるのかについてお伺いしたいと思います。

それからあと、やはり子どものための教育・保育給付費につきましては、やはり公定価格の引上げであるということ、承知しました。どのような理由で上げられるのかというふうなことなんです。これ令和4年度の補正の引上げ幅に比べて、あのときは1,282万1,000円だったんですが、今回3,154万7,000円ですので、倍額ぐらい高いんですけれども、これについてもやはり、令和4年度は人事院勧告による給与の改定の対応ということだったんですが、これで理解正しいでしょうか。

それからあと、工事の、認定こども園のことについてなんですが、こちらにつきましては、まず当初予算、2億3,562万9,000円、随分、6,000万円開きがあるんですが、この当初予算の算定根拠、それからあと入札の状況等もちょうとお教えいただけたらと思います。

藤井本委員長 西川子ども未来課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の今後の予定と4月の受入状況、繰越金の内容ということでございます。

まず、建設のスケジュールにつきましては、現在4月の末の竣工、5月1日に開園するというふうに聞いております。今年度末における工事の進捗状況といたしましては、九十数%となるように伺っておりますが、施主であります社会福祉法人裕愛会様から請負されている業者様へのお支払いの状況を確認しております。その支払状況を確認しましたところ、全体補助金の約55%を年度内にお支払い、残りの45%を令和6年度にお支払いするというところでございますので、繰越明許費の設定もそれに合わせて行わせていただいております。もちろん年度内に支払状況が進めば、それに応じた対応はさせていただく予定でございます。

4月の児童の受入れの対応もお聞きいただいていたかと思います。

入所の説明会におきまして、開園が5月になることを事前にお伝えした上で、入所の申込みをさせていただいております。5月の開園までの1か月間の対応方法といたしましては、可能な限り家庭での保育をお願いしておりますけれども、どこの施設も入所しておられない、どうしても4月から保育を希望されるご家庭というのがございますので、磐城第2保育所においてお預かりする予定をしております。また、既にどちらかの施設に在籍されて、5月に當麻せいか子ども園に転園されたいというお子様もいらっしゃいますので、そちらのご家庭については、現在在籍しておられる保育所において、1か月程度の代替保育を行う予定でご案内をしております。現在のところ目立った混乱もなく、引き続き4月についても丁寧に対応していきたいというふうに思っております。

次、2点目の保育給付費の公定価格の引上げの内容についてお問いだったと思います。

こちらは、ご理解いただいているとおり、人事院勧告に伴う人件費の改定が昨年の12月6日に行われました。このことに伴って、委託費の基礎となる公定価格に改定分が反映されることとなりますので、令和5年の4月に遡って適用されたため、給付費を増額いたします。増額分が昨年度よりも大幅にちょっと大きくなってございますが、こちらは人事院勧告の伸びがやはり昨年度よりも伸びているということでございます。

3つ目でございます。認定こども園の調理室の入札の積算と入札の状況、お聞きいただいていたかと思います。

当初予算でございますが、調理室の整備工事に係る費用といたしまして、資材価格や労務費等の価格、2021年以降ではございますが、これまでを上回るペースで上昇していたということもございまして、積算に含みを持たせた上で、更に約12%の物価上昇を見込み、当初予算を組ませていただきました。しかしながら、予定価格設定時には想定していたほどの物価上昇が見込まれなかったこともありまして、物価上昇を見込む前の85%で予定価格を設定いたしました。入札の結果といたしましては、7者が応札、うち5者が最低制限価格での応札となったため、くじにより委託先を決定することとなった次第でございます。

以上よろしく願いいたします。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 當麻せいか子ども園につきましては、目立った混乱がないということで安心いたしました。また、きめ細やかな対応ということと、それからあと丁寧な対応、あと、おっしゃいました今後も、そちらのほうよろしく願いをいたします。

それから、あと人事院勧告の伸びが今回、12月6日に人事院勧告が出たということで、その伸びが大きかったということも承知しました。

それから、あと調理室につきましては、物価上昇率を12%見込んでおられたと。かなり何か石橋をたたいて渡るみたいな感じでやっておられたというふうなことで、結果的に大きな差額が出たということなんですけれども、今後も適切な予算計上のほう、ちょっとお願いをしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

先ほど西川委員のほうからご質問いただきました、いきいきセンターの工事費でございます。工事費のほうはそのまま、先ほど課長が申し上げたとおりなのですが、工事を行うに当たりまして、移設工事、事務所を仮設で設置している、もしくはもともとつけていた相撲Wi-Fiとか、そういったものを撤去する工事とかがこの工事費には含まれておりませんので、その部分がございます。その部分、もしよろしければ細かい数字ございますので、内容についてご説明することができます。必要であれば、説明させていただきたいと思うんですが。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 それは契約の内の、要は追加の工事、言うたら、今の契約の中でやっていたかという解釈でいいんですかね。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 本体契約とは別の工事になります。移設先の、例えば事務所が、今、横の違う場所に移っています。その電話工事とかが予算の中には工事費として計上しております。

藤井本委員長 それ大きなもう枠で、さっき契約差金ということでの回答でしたやろ。答弁でしたやろ。それだけじゃないですよということで、もう大きくくくって、細かく説明するということやけど、それで西川委員、いいですか。そのように説明ください。契約差金とこれやというふうな形で。

西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 大変失礼いたしました。本体契約に関しまして、それ以外に附帯工事としまして、1つずつ申し上げます。まず、構内電話工事、これが22万円、警備機器移設工事15万7,850円、電話工作物支障移転工事18万4,704円、相撲Wi-Fi撤去工事9万1,300円、これが、本体工事に入る前に附帯しているものを一旦外している、そういった工事になります。逆にそれを今度戻す工事、警備機器復旧移設工事33万550円、電話工作物支障移転復旧工事20万円、構内電話復旧工事85万円、相撲Wi-Fi復旧工事22万円、それとは別にPAS高圧交流気中開閉器といいまして、高圧電流の調整をする機器の取替工事が97万円、新しくWi-Fiを別途敷きますので、新規Wi-Fiも工事130万円、端数調整で予備費として52万6,296円を見ておりまして、全部で505万700円、これが本体工事に付随する附帯工事となっております。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 契約差金と別で505万円のほうは、増の工事が追加で出ているということですね。言うたら、でもそういう解釈でしょう。よう工事の中で見れてなかったということやと僕は思っています。それ違いますかね。その中で本来、見とかなあかんやつを見れてなかったんかなあという解釈ですかね。でいいですかね。

藤井本委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 本体工事と契約している業者とは全く別のところの業者をお願いしている部分で、発生するであろうということは予測しておりました。差金で可能かなということで、しております。

以上です。

藤井本委員長 はい。

西川委員。

西川委員 あんまり補正、言いませんけど、そういうことをやっぱり、普通は1個の工事の中でそういうことも含めて入れとかなあかんと思います。ほんで別々の業者で今やられているから、契約自体はそやから違うことになっているのかもしれませんが、そやけど、普通考えたら、それは何か1回撤去したやつを復旧するとか、ここで工事で支障になるからということは、これは設計のほうもあれでしょう、設計のほうもちゃんと考えとかなあかんと思うんです。その設計のほうでね。そんなん当たり前の話やと思いますので、くれぐれもこういうことが続くということはないようにしていただきたいと思います。これは、ほんまにちゃんと、見落としかんと思います。設計のほうで見落とされたんか、何かちょっと分からないですけど、その辺をきっちり今後もして、市のほうもちゃんと指導していただけたらなと思いますので、

どうぞよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 以上でいいですね。

奥本委員。手挙げてはりましたね、奥本委員。

奥本委員 私のほうから17ページ、3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費のことについてお伺いします。項目という自立支援給付事業、扶助費のところ介護給付費訓練等給付費、ございます。当初見込みより大きくなっているということだと思んですけども、それぞれ介護給付費と訓練等給付費の対象施設の数と対象者数、それからそれぞれの具体的なサービス内容について教えてください。お伺いします。

続きまして、2つ目がその下、障害者及び介護者各種手当事業、これも扶助費2つありまして、心身障害者介助慰労金、重度心身障害者等福祉年金、これの増額理由をお願いします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの扶助費の介護給付費と訓練等給付費の事業所の数ということでございますが、こちらについては、認定を取っている事業所であれば、どこの事業所を使っていただいてもいいというところでありまして、ちょっと今、市内等々の数というのは今現状、持ち合わせておりません。ちょっと数については、今すぐにお話しすることができないような形になっております。申し訳ございません。

そのサービス内容でございます。1つずつ言いますと、介護給付費につきましては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、そして短期入所、施設入所支援というのがございます。こちらが介護給付費のサービスでございます。あと訓練等給付費については、共同生活援助、宿泊型自立訓練、その自立訓練の中には機能訓練と生活訓練というものがございます。あと就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援というサービスがございます。

続きまして、各種手当の増額理由でございます。こちら心身障害者介助慰労金につきまして、こちらにつきまして、障がい者を介助する方、その方に対して日頃の労苦をねぎらうために支給するもので、その受給の対象の要件といたしましては、療育手帳、また、身体障害者手帳を交付された20歳未満の方のご家族の方、そして障がいの程度が、療育手帳でA1、A2と記載された療育手帳と、障がいの程度が1級、2級と記載された障害手帳の両方の交付を受けた20歳以上の方が対象となっております。こちらにつきましても、当初200人で見込んでおったところなんですけども、最終的に療育手帳のほうを取られる方が、やはりちょっと想定より上回ったというところで、今の117万5,000円の増額となっております。

もう一つの福祉年金でございます。こちらにつきましては、障害者手帳1級の方、また療育手帳A1、A2を所持する方には月3,000円、また、身体障害者手帳2級、療育手帳B1、B2を所持する方には月2,000円をお支払いしておるところでございます。こちらにつきましても、やはり年々の取られる方等が増えておるところで、39万3,000円の増額を見込んでおるところでございます。

あと、先ほどの申し上げれませんでした事業所の数でございます。市内の事業所の数だけ

お伝えさせていただきます。令和5年12月1日現在で、サービスの事業所なんですけども、居宅介護につきましては16事業所、重度訪問介護事業所については15事業所、同行援護の事業所については8事業所、生活介護については7事業所、就労継続支援A型については1事業所、就労継続支援B型については4事業所、短期入所については5事業所、共同生活援助事業所については6事業所、施設入所支援については1事業所となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 細かくありがとうございました。

まずは自立支援のほうの内容、まず、項目のほうはよく分かりました。それから事業所の数分かりましたけども、これ対象者数はどうだったかというのはちょっと抜けていたかと思うんです。分かるのであればお答えください。

それから、その次の障害者及び介護者各種手当事業なんですけども、ご説明のように、身体障害者手帳、ないし療育手帳の発行数が年々増えていっているということが背景にあるということなんですけども、そこで重ねて伺いたいんですが、この発行とか、その等級が変わるといえるときに際して、恐らく判定会というか必ずあると思うんです。その判定というのは、現在どのような機関が行ってらっしゃるのか。それは、国や県とか何らかの判定基準って統一したものがあるのかどうか。もう一つ、その判定されたデータというのは、個人情報に当たるんですけど、それは、実際の窓口のところでデータを共用して、その他の相談事業とかに生かされているのか重ねて伺いいたします。

藤井本委員長 奥本委員、人数ですけど、言うのは、延べ人数という形。延べでいいということですね。

ご答弁ください。

山岡社会福祉課長 ただいまの人数につきましては、ちょっと現在持ち合わせておりませんでして、また、後ほどご報告させていただきます。

あと、障がいの方の決定のプロセス的なところになるかと思うんですけども、まず、障がいのほうでは、障がい程度判定審査会というのがございまして、これ月1回に開催しております。その中で、その方の障がい程度区分というのが決められておる、障がい6から1までというところで決められておりまして、それぞれの区分の中で使えるサービス等もあるような形になっております。その方の個々の内容につきまして、これは当然個人情報というところで、一般にはお出しできないような形ですけども、相談支援事業所というところもございまして、可能な範囲で情報を共有しながら、その方の対応等に努めているというようところでございます。

サービスの対象人数でございます。これ全体の障害福祉サービス全体といたしまして、現在335名というところで、対象人数になっておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 対象人数335名、その追加分ということでこの金額、了解いたしました。

それから、判定会のところ、月1回やってらっしゃるということなんですけども、先ほど私聞いた基準というのがあるかどうか、何か、要するに市の独自のあるかどうか、ちょっと抜けていたので、それだけ追加でお願いしたいんですが、要は何を言いたいかというと、今回こういう形で追加補正になっております。年々やっぱり増えていっているということは、次の当初予算に絡むところなんですけども、やはり、この判定会のデータは共有されていないんですよ。これはもう葛城市に限らずどこでも一緒です。やはりある程度のところまでいって、細かな個人個人の対応というのは窓口でしか、相談を受けて初めてメニューを考えるとところになってしまうんですね。これはもうどこも一緒だと思うんです。となってくると、今後、窓口関係、あるいは対応するところの人員のリソース、やっぱり不足してくるのは目に見えているわけなんです。その辺り将来的に今後の予算に対して、ある程度反映、予算になるのかな、反映される予定があるのかどうか、ちょっと予算に絡むところなので、答えられなかったらまた予算で聞きます。言いつ放しか。

藤井本委員長 いやいや、いいです。認めます。

どうぞ。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 判定の基準でございます。こちらの基準については、調査表というのがございまして、こちら、もう全国統一で決められている調査表の中で、調査員が調査いたしまして、それに基づいて、審査会で判定させていただくというところですので、そこについては全国統一かなと思っております。

あと、人数的な面におきましては、本当にご心配いただいておりますように、この対象者というのが年々増えていっているような状況の中で、業務のほうもなかなか難しいところもある中で、本当に今後の課題としては検討していかなければならない部分であるかと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 関連。

谷原委員。

谷原委員 ちょっともう少し詳しい数字をお聞きしたいんですが、というのは、ちょっとよく分からなかったんです。これ補正で増額していますよね。ということは、人数が、今これだけの人数がこれだけに増えたから増額なのか。だけど、サービス内容はたくさんありました。そのサービスの利用者の延べ人数が、今これぐらいだけれども、これが今後これだけ増えるよ、見込みだからこれだけ増やすと。つまり、補正の予算の根拠を聞いているんですよ。この数字がどこから出てきたのか。だからその数字をおっしゃっていただかないと、どれだけ増えているかも分からないし、どこが増えているかも分からないので、ちょっとそれをもう一回教えていただだけませんか。要は扶助費のほうですよ。これが335名とおっしゃったんだけど、ここの人数が増えたからなのか、いや、ここが変わらないけれども、利用のあれが増えたからなのか、あるいは両方増えているのか、その積算の根拠となる数字をちょっと出していただだけませんかでしょうか。お願いします。

藤井本委員長 いけますか。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 失礼いたしました。今回の補正の数字の根拠というところなんですけども、こちら個々ということではなくて、本当全体というところで見させていただいているところでございます。介護給付費につきましては、月平均現在4,000万円弱ほど、訓練等給付費については、現在月支払いが3,000万円近くございます。こちらを今現在当初予算と照らし合わせて、多少の伸び率も見込んだ中で、最終的にどれだけが足りないかというようなところで試算させていただいた額が、このような額というところの中で、内容については、それぞれ減ったり増えたりというようなところがあるんですけども、それぞれの介護給付費、訓練等給付費の全体で見させていただいている今回補正予算として上げさせていただいているものでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ということは、いろんなサービス給付費全体で見ているということなので、人数が増えているのか、サービスの利用が増えているのかというところまでは分からないというふうに理解していいんでしょうか。それとも、明らかに人数が増えているということなのか、ちょっとそこを知りたいんです。というのは先ほど、奥本委員もちょっと最後のほうにお話しされましたけど、そこが増えれば、当然窓口が大変な業務だろうと思うので、そこら辺を気にしてのことなので、ちょっとそこをもう一度お願いできませんか。

藤井本委員長 いけますか。延べという答えの中身ですね。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまのご質問でございます。詳細の数字については、今ちょっと現在把握できていないんですけども、それぞれ人数も、サービスのほうも、どちらもやっぱり増加しているというようなところの中で、このような数字になっているというようなところでございます。よろしくお願いいたします。

谷原委員 分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。ほかにたくさんありますか、まだ。休憩をちょっと考えているんですけど、ほかにないですか。ほかの方。

柴田委員。

柴田委員 6ページの繰越明許費の4款の1項衛生費、保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業なんですけれども、これコロナがだんだん収まってきて、ワクチンを接種される方もだんだん少なくなっていると思うんですけども、その中で繰越しされるということで、令和6年度に向けての事業の展開がこれからどうなっていくのかと、それからこの対策室自体がどういうふうに、このまま設置されるのか、どういうふうになっていくのかというのをちょっと聞かせてください。

藤井本委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

ただいまご質問いただきました新型コロナウイルス対策室、今後どうなっていくのかとい

うこととございますが、今現在、ワクチン接種、これは臨時接種というのが令和5年度中のワクチン接種になってございます。この臨時接種の期限につきましては、3月末で終わるとい形になります。ただ、3月末で終わりますので、令和6年度の予算は必要ないのかといいますと、国からの補助が受けれる臨時接種に該当する部分についてはなくなるんですが、今回、明許繰越させていただいているのは、令和5年中までに支払うべきお金で、請求がまだ来てない部分、そういった部分について、例えば3月分の電話料金、郵送料、それと国民健康保険団体連合会に支払うお金、それと健康管理システムの新しいところに移す分も国が認めていますので、その分の改修費用、そして接種を実施した医療機関への接種委託、要は請求が遅れてくる分、その合計が今回明許繰越という形で出させていただいている金額でございます。

それと、令和6年度はどのようなことになるかということでございますが、インフルエンザのワクチン接種と同じようになっていきますので、今現在、その形で新年度予算のほうには提案させていただく予定でございます。

それと、新型コロナ対策室のほうにつきましても、臨時接種が終了ということで、この部分につきましては、4月以降、健康増進課の予防の係のほうに組み込むような形で進めてまいります。

以上でございます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。じゃあ、簡単に言えば、何か経費というか、その締めるためのそういったいろんな経費の費用がここにあるというふうに理解しました。4月以降は、基本的にはもう対策室も閉める、なくなるという方向だと思うんですけど、インフルエンザと同じような感じということは、インフルエンザに関しては助成もありますよね、されていると思うんですけども、その辺りは、コロナのワクチンに対してはどのように考えてらっしゃるか、聞かせてください。

藤井本委員長 いいですよ。

(発言する者あり)

藤井本委員長 そやね、新年度。

柴田委員 新年度の……。そうですね。じゃあ、また予算のときに聞かせていただきます。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 3点ほどお伺いします。19ページ、3款民生費、2項3目の保育所費、市立保育所運営事業の中の12節の委託料、保育士派遣業務委託料で850万円の減額となっていますけれども、この減額の理由をお願いいたします。

同じく、3款民生費の2項、今度は20ページになりますけど、4目の認定こども園費の中の認定こども園運営事業の中の、これも12節委託料ですけれども、給食調理業務委託料ということで120万円の減額となっていますけど、この減額の理由をお願いします。

それから、次は23ページになります。4款衛生費の2項2目塵芥処理費の資源ごみ収集事業の中の、これも12節委託料ですけれども、リサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託料が600万円ほど減額になっております。これについてご説明をお願いします。

藤井本委員長 3つ委託料、お願いします。

西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の保育士の派遣業務委託料の減額補正の内容でございます。今回850万円の減額をお願いしておりますが、当初、派遣の人数といたしまして、6名の派遣を見込んでおりましたが、現在5名となっており、約1名分の減額をさせていただく予定でございます。勤務時間につきましても、当初7時間45分を基本といたしておりましたが、7時間勤務を希望する方もおられたということで、その差額が生じております。契約業者は、令和5年度は4社でスタートさせていただきまして、うち3社から5名のほうの派遣をいただいております。

続きまして、認定こども園運営事業の給食調理の業務委託料の減額でございます。こちらは、磐城の認定こども園におきまして、学校給食のほうを提供いただいておりますが、春休み、夏休み、冬休みは、給食のほうからの提供はございません。その場合、お預かりしているお子様、2号、3号、新2号等もおられますが、お弁当のほう、配食をお願いしております。当初、1食当たり660円の給食を61日間、60食で見えておりましたが、現在見込まれるのが、同じく単価は変わりません、660円のほぼ同じ60日程度、最終的に60食見ておりましたのが31食になりました。その差額といたしまして、120万円の減額でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。よろしくお願いいたします。

リサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託料としまして、3年ごとの契約更改に伴う契約差金として、マイナスの600万6,000円を減額させていただきます。こちらにつきましては、2月から契約更改になりまして、当初予算で見えておりました月650万円が、入札の結果、377万円、その差額が273万円、273万円掛ける2か月掛ける消費税1.1ということで、600万6,000円の減額となります。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。

先ほどのご回答、ちょっと訂正させていただきます。給食調理業務委託で、先ほど新2号、3号というような言い方させていただきましたが、対象者は2号に該当するお子様です。よろしくお願いいたします。申し訳ございません。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 1点目の保育士派遣業務委託料ですけれども、今年はかなり6名のうち5名やから、この間のことを思えば、業者も広げて、何とか1名はあれですけれども、何とか補充できたんか

など。引き続き保育士の確保が一番大変だということで、こういう事業をやり始めているわけですから、引き続きよろしくお願いいたします。

それから、2つ目の認定こども園の給食調理業務委託料ですけど、これちょっとまたお聞きしたいんですけども、要は、これは調理施設は今ないわけですよね。ないから、学校給食で配送されるとき以外はお弁当を頼んでいると。このお弁当は、多分、自己負担ですかね。よう分からないから聞いた、自己負担で、ほんでこれ何で業務委託料が発生するのかなあと。なぜ業務委託料として発生したものが補正となっているのか。ちょっとこれよく分からなかったんです、今の説明で。つまり、給食業務を委託しているわけではなくて、お弁当を持ってきてもらおうと。お弁当代が多分、保護者負担だったらそこは要らないし、いやいや、そこを補助しているとかいうんだったら補助だろうし、なぜ委託料になっているのか、ちょっとよく分からないので聞いているので、ちょっとそこはどうなっているのかということをお伺いしたいんです。どういうふうになっているかという、今の予算立てがどうなっているかということを含めてちょっとお聞きしたいんです。

それから、3つ目ですけども、リサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託料については、契約が更改されましたと。今の業者も含めてだろうですけども、入札をした結果、更に契約金額が下がったと。その差額分、その月割りでこれだけの差金が発生したということはよく分かりました。ありがとうございました。

1点、最後。

藤井本委員長 2番目の問題ね。西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。

説明に補足をさせていただきます。

まず、お弁当のほう、どうして委託になっているのかということでございますが、子どもたちからは給食費をいただいておりますので、そもそも給食費で賄われるものでございます。ただ、こちらのお弁当を運ぶにいたしましては、業者の運搬費や人件費等が含まれますので、そういう意味合いもありまして、業務委託料というような形で組ませていただいております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 よく分かりました。だから、お弁当代は給食費で払っていただいているけど、その運搬費については、こちらから出ているということで、その分が、量のこともあって補正になったと。分かりました。

藤井本委員長 ほかがございませんか。

梨本委員。

梨本委員 内容をちょっと聞きたいのが、24ページの衛生費のし尿処理費、これの修繕費152万9,000円の減額になっているんですけど、当初、これ164万8,000円組んでいましたので、ほぼ減額になっていると思うんですけど、そのちょっと内容だけ聞かせていただけますか。

藤井本委員長 石橋所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。よろしくお願いします。

修繕料としまして、し尿中継タンクの修繕料としまして、毎年交換をしておりました脱臭装置フィルター、こちらのほうを業者ともちよつと協議させてもろて先延ばしにしております。その分が不要となりまして、152万9,000円の減額とさせていただきます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございますので、歳出4款の質疑を終結いたします。

職員の入替えと、ここで暫時休憩をいたします。再開を40分予定といたします。11時40分予定です。

休 憩 午前11時27分

再 開 午前11時40分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳出の5款、6款、7款と、その歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

西川委員。

西川委員 そしたら、お願いします。24ページの5款1項農業費の6目の農地費、土地改良事業、12節委託料なんですけど、この当初予算では農業用施設維持補修測量設計業務、測量設計委託料で100万円なんですけど、これの減額理由を教えてくださいと思います。

それと、同じく款項一緒で、10目団体営土地改良事業費の12節委託料と14節工事請負費もそうなんですけど、これ増額で、これ繰越明許になっていて、国の補正予算という説明も受けてましてなんですけど、これの場所、例えば委託料でしたら8,843万3,000円補正で、今つけていただいておりますけど、これのどこを設計、何をされるかというところと、14節の工事請負費も、3,300万円のどこのことかというところ、内容もちよつと教えてくださいと思います。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

まず、農地費の委託料100万円の減額理由でございます。こちらにつきましては、農業用施設維持補修測量設計業務ということで、測量設計が必要なときに緊急対応の枠として100万円計上をお願いしておりましたが、該当の測量設計がなかったため、不用額として減額をさせていただくものです。

続きまして、団体営土地改良事業の、まず測量設計等委託料についてでございます。こちらにつきましては、内容は、まず、ため池劣化状況調査、そして、ため池耐震性調査、そして豪雨耐性評価についての事業でございまして、8,843万3,000円の増額をお願いしているものです。

続きまして、工事請負費の3,300万円のほうです。こちらにつきましては、令和5年度施工中の勝根池改修工事について関わる分でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 場所の問いがあったと思うんですけど。

吉田課長。

吉田農林課長 場所についてでございます。ため池劣化状況調査につきましては、20か所を予定しまして、池のほうは、中戸新池、塩ノ谷池、上池、土屋池、大中池、岩谷池、押上池、奥池、山口大池、加守北池、補陀落池、加守小池、南良池、墓池、新宮池、立石池、藤の木池、寒谷池、野田谷池、石井池の20か所となっております。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 まず、農業用施設維持補修測量設計業務というところですけど、これ、ちょっと先ほどの説明やったら不十分といいますか、必要なかったから、もうなくなりましたみたいなことなんですけど、これちょっと理由が分からへんのですけど、何で必要なくなったんかという、もともと予算の枠取り予算やったんですかね。ちょっとその辺が分からないんです。何でなくなったという理由ですよね。何かほんまに必要ななくなる、補修業務の測量業務をする必要がなくなったのか。そのほかの何かいろんな要因があったのかというところを説明もうちょっといただけたらなと思います。

それと、その次の団体営のやつ工事請負費に関しましては、3,300万円、勝根池でも引き続いてのことになるんですかね、これ。これについては了解をいたしております。

それと、委託料のため池劣化と耐震の設計、これ20か所というところなんですけど、これのため池、緊急防災ため池というんですかね、このため池、もっとあると思うんですけど、これの、言うたら優先順位というか、何で20か所ここを選定されているかというところをちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

藤井本委員長 植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

まず、土地改良事業の測量設計委託料でございますけども、こちらのほうは、補助対象以外の緊急に発生したときの測量設計委託料でございますして、枠取りということで予算を組まさせていただきましたが、該当する箇所がなかったため、減額させていただくということでございます。

それから、ため池劣化状況調査でございます。こちらにつきましては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づきまして、令和4年度から5か年でやる予定をしまして、今年は、順次やっていってまして、毎年20か所ずつぐらいやっていくという予定で5年で終わらすということになっております。

以上でございます。

藤井本委員長 どういう順番でやられていますかという質問ですので、内容は分かりましたけども。

植田部長。

植田産業観光部長 特に110か所を防災重点農業用ため池として指定しておりまして、5年でやっていくということで、特に何を優先してというのはなくて、5年間で調査をまずはやっていくということでございます。その調査の中で、調査結果が思わしくないため池については、優

先順位をつけて工事を今後やっていくということになってきます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 農地費の件については、枠取り予算というところで今回なかったということで、承知をいたしました。補正を出されているということで。

ため池の調査については、これからほんまに集中豪雨というか、かなり豪雨が激しかったりとか、その辺も鑑みて、やっぱり僕の中では、最初調べられてから優先順位を決められているのかなと思ったけど、110か所を順次やっていくと、もうランダムな形か分からないですけどやっていくというところと、今水道のほうもため池のほうがあると思うんですけど、ため池を使われて、そこを優先的に先やられるとか、いうことなんかなというふうに勝手に思っていたんですけど、そういうことではなくて、取りあえずまずは110か所せんなんから、先にやっていくということなんですけど、これはそういう考えで、質問できへん、いいんですかね。そういう。

藤井本委員長 分かりました。水道の関係とかそういうことも含めて、優先にやっていないのかという確認だけ、じゃあ、します。私のほうから。もう、あくまでランダムに20か所で令和4年からやっているということでいいんですか。

植田部長。

植田産業観光部長 総合的にいろいろ考えまして、優先順位をつけてやっているということでございます。

以上です。

藤井本委員長 また、予算のほうでも聞いていただいて結構です。

次、ほかにはないですか。

奥本委員。

奥本委員 2点だけお願いします。ページ25ページ、5款農林商工費、3項商工費、2目観光費、12節委託料の登山道整備計画策定業務委託料、当初予算645万1,000円に対して205万1,000円の減額となっております。この減額理由を教えてください。

それからもう1点、27ページ、6款土木費、4項都市整備費、この新町公園管理運営事業の14節工事請負費の減額理由をお願いします。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内です。どうぞよろしくお願いいたします。

登山道整備計画策定業務委託料の減額理由でございます。こちらは、二上山ふるさと公園から馬の背のルート、それと葛城山の布施城ルートの2ルートを整備するための整備計画策定業務委託を行いました。今回の減額はその契約差金に係る減額でございます。契約額が440万円となったためでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課の竹本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの奥本委員のご質問の工事請負費の減額の理由でございますが、こちらは、新町公園の排水ポンプの制御盤工事の工事請負の入札をかけたところでの入札差金での減額ということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、新町公園排水ポンプ、契約差金ということで分かりました。

それから、登山道のほうなんですけども、ふたかみパークから雄岳ルートの新しい登山道、それから、寺口の布施城ルート、この中のふたかみパーク、雄岳ルートというのは、民有地の取得とかいう話があったと思うんですよ。土地の所有者をはっきりさせて。その辺ができた上で、この契約差金が出たということでもいいんですか。あの辺は、誰がどこを持っていたというのが、もうルートも選定できたということで理解していいんでしょうか。

藤井本委員長 竹内課長。

竹内商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、竹内でございます。

今回の整備計画につきましては、登山道を改修していく中で必要となってくる設備や、工法を決めていく基本的な計画を定めるものでございまして、該当ルートのどこに階段や手すり、排水設備がどの程度必要か、あるいは休憩場所や、眺望が見込める場所をどこに設置するかなどの全体構想を練って事業費の試算を行っていただいたものでございます。民有地とかのことについては、今後、このルートで決めていくということが決まりましてからということになるかと思っております。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 分かりました。以前一般質問で言いましたけど、ここ非正規のルートで、遭難事案が非常に多いところなんです。そういった意味で、新たにルート設定されるというのはいいんですけども、今お聞きした限りでは、まだ全体構想の段階ということなので、その間にもやっぱりどんどんどんどん人は登ってらっしゃるので、民有地やから難しいかとは思いますが、何らかの道に迷わないとかいうその辺の対策が必要かなと思うんです。この辺はどうしたらいいか私にも分からないんですけども、またその辺り考えて、事故がやっぱり減るところに向けて何らかの対策も考えていってほしいなと。これは新年度に対する、予算のほうには反映できない話ですけども、また考えておいてください。

以上です。

藤井本委員長 5款、6款、7款、ほかないですか。

坂本委員。

坂本委員 26ページの6款土木費、3目公園管理費の12節委託料、測量設計等委託料220万円の増額になっております。この内容と、その下、14節工事請負費333万2,000円の増額になっております。この内容を教えてください。

藤井本委員長 奥田都市計画課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから公園施設長寿命化対策支援事業におきます補正内容、これにつき

ましてご説明させていただきます。この分につきましては、繰越内容の部分とちょっと関連する部分もございますので、それも併せて説明させていただきたいと思います。

初めに、令和5年度実施の公園施設長寿命化計画策定調査委託におきまして、請負差金によりまして生じました補助対象事業費の残高、これを有効に活用するために、公園施設対策支援事業内で事業間内での配当替えをさせていただきまして、緊急度の高い公園施設の更新に係ります測量設計業務の委託の前倒しであるとか、公園施設の更新工事に係る工事費につきまして、令和6年度現年度予算と合算して一括発注するために、各対象科目の減額及び増額補正をさせていただきまして、次年度に繰り越すものでございます。具体的には、公園施設の長寿命化計画の策定調査委託におきまして生じました補助対象事業費の553万2,000円及び単費の50万円の合計603万2,000円、これを減額させていただきまして、事業間内の配当替えとしまして、減額した補助対象事業費の553万2,000円のうち、測量設計委託料に220万円を、また、工事請負費に333万2,000円をそれぞれ増額補正させていただくものでございます。支援事業全体としましての補正額としましては、単独費用の50万円の減額となります。

次に、繰越予算の概要でございます。都市計画費の公園施設長寿命化対策支援事業の繰越額1,229万8,000円の説明となります。増額補正しました測量設計委託料については、決算見込額を除いた600万円を、また工事請負費につきましては、同じく決算見込額を除いた629万8,000円、これを次年度に繰越しさせていただいて事業を実施させてもらう予定をしております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 よろしいか、坂本委員。もういいですか。

坂本委員。

坂本委員 具体的に測量設計委託料の内容とか、工事請負費、どこをどうするんかというようなことは分かるのでしょうか。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 具体的に施工箇所であるとか、委託の内容でございますけども、初めに測量設計委託料を繰越ししてさせてもらうものでございますけども、令和5年度発注の公園施設長寿命化計画策定業務、これは平成28年度に策定した計画の見直しでございますけども、これにおきまして、屋敷山公園内の噴水、これが現在故障しておるというところで、稼働しない状況でありますから、噴水及びその周辺の広場、広場につきましても、修景的にはいいんですけども、ピンコロ石が敷かれていて段差があると。車椅子もなかなか入りにくい、ベビーカーも入りにくいという状況でございますので、そういうもののバリアフリー化を含めた更新に係る測量設計業務を前倒しで発注させていただきたいと思っております。

続きまして、工事請負費でございますけども、この部分につきましては、新町公園の南西部のフェンスの更新に係る工事請負費でございます。工事概要としましては、高さ1.8メートルのフェンス、延長としましては約107メートル、高さ3メートルのフェンスの約延長60メートルの更新をするものでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。測量設計委託料の220万円は、屋敷山公園の噴水が故障している

ので、そのためのもので、それとバリアフリー用に使うものであるということはよく分かりました。その次の工事請負費は新町公園のフェンス、これを変えると。了解いたしました。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 ページ数でいくと6ページの繰越明許費について、この繰越理由についていろいろと聞いてまいりたいと思うんですけれども、まず最初に、5款農林商工費の1項農業費のところ、団体営土地改良事業、先ほど質問がありました。国等の補正予算で、年度途中で下りてきたものもあるということで、繰越しということになると思うんですけれども、24ページのところ、これは歳出のほうの明細ですけれども、5款1項10目の団体営土地改良事業費の中の団体営土地改良事業の、これ金額は先ほど補正で説明がありましたけど、この当初予算8,726万円から補正額が1億3,000万円余りあって、総額が2億1,816万4,000円となっているわけですが、これに対して繰越明許費のほうでは1億6,900万円余りとなっております。ということは、差額からいうと約5億円程度が今年度執行されたということになるわけですが、年度途中から国からお金が下りてきたから、年度途中なので年度内にできないと。だから繰越しをする。これはよく分かるんです。だから、これについて当初予算に組んで予定されていた事業については、年度内に終わっているということですのでよろしいのでしょうか。これ確認です。だから、ここに上がっている繰越明許については、全て国の補正に関わることで、これだけの繰越明許になっているのか、そこをちょっと確認させていただきたいと思います。

それから2つ目ですけれども、これは土木費の中ですけど、これも6ページになります。繰越明許費の繰越明許に当たる理由をお聞きしているんですけれども、市道管理事業のところ、500万円ほど繰越明許がございます。この理由ですね。

それからもう一つは、地域連携推進事業のところ、2,600万円の繰越しがあります。どういう事業内容で、どういう理由があつて繰越しとなったのかお伺いいたします。以上3点お願いします。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課の吉田です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問で、繰越明許に係る分でございます。

まず、繰越明許の1億6,934万6,000円の内容ですが、内訳として、まず農村地域防災・減災事業で測量設計委託料で8,846万5,000円、同じく、工事請負費で6,800万円、農業基盤整備促進事業、八川1号線の舗装工事で341万円、県営ため池等整備事業の負担金で947万1,000円の合計が1億6,934万6,000円となっております。事業の進捗といいますか、年度で終わっているかということなんですが、これちょっと差引きでございますので、説明をさせていただきます。

まず、測量設計委託料として、ため池劣化状況調査の令和6年度事業費1,760万円のうち、令和5年度に前倒しされた、まず1,100万円と、ため池耐震性調査の令和6年度事業費8,250万円のうち、令和5年へ前倒しされた5,800万円、そして豪雨耐性評価の事業費1,946万5,000円を繰り越して、これの総額がこの分で、8,846万5,000円。工事請負費としては、補

正額といたしましては、勝根池改修工事に対して3,300万円の補正をして、令和5年度としては、補助対象額の7,300万円、単独費500万円の合計7,800万円とし、そのうち1,000万円を令和5年度で執行して、残額として補助対象額6,300万円、単独費500万円の合計6,800万円を令和6年度へ繰り越し、令和6年度当初予算と合わせて、勝根池改修工事を実施する予定です。

農業基盤整備促進事業、八川1号線舗装工事で341万円の繰越しでございますが、これも、本来令和5年度で完了する予定でございましたが、令和5年度において、工事に係る単価が高騰し、補助対象額として、令和4年度から繰越し700万円と、令和5年度現年400万円プラス単独費100万円を全て使っても、380メートル全線施行することができないことから、県に対して追加要望が可能か問い合わせましたが、令和5年度としては予算がつかない、ただし計画変更により令和6年度を完了とすることで、令和6年度当初として予算化が可能との回答があったため、令和5年度として約200メートルを施工して、859万円を執行し、残額341万円を繰越しして、令和6年度当初予算300万円と合わせて、残りを実施、完了する予定でございます。

県営ため池等整備事業につきましては、県の国費の補正予算への前倒し対応を受けて、同額補正をする市負担金の947万1,000円を繰越しするものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課の西川です。よろしくお願いいたします。

ただいま、谷原委員の質問に対して説明させていただきます。

繰越しの中のまず、市道管理事業でございます。こちらにつきましては、里道の位置が国調と違うということで、国調の修正業務を現在行っているところでございます。その際、法務局と調整した結果、筆界未定の土地が隣接するところがございます。そちらの筆界未定につきましても解消するようにというご指示をいただきました。その際に筆界未定の土地の中に、未相続地が数筆ございまして、地権者が大阪等におられます。この方にも説明を要しておりまして、そのどうしても同意ということになりますので、そこに時間を要したため、今回繰越しの措置のほうをさせていただきました。

もう1点の地域連携事業につきましては、こちら兵家地内での橋の修繕工事でございます。この工事に伴いまして、近隣に工場がございます。工場の操業等の時間調整を営業に影響ないような形での工事を考えておりましたが、調整がうまくつきましたので、一旦は繰越し措置をさせていただいているんですけども、3月末の工期で終わる予定をしております。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 繰越明許費についてですけれども、これやむを得なく繰り越すのかどうかということを判断したいと思って、今お聞きしたんです。やはり単年度で予算組んでいるわけやから、年度内に終わるのが原則だと。しかし、今お聞きしましたら、農林関係におきましては、先ほどお話がありましたように、資材高騰によると。途中で補正ということですが、実際に

はこれは県の補助金等もあるので、再度補助金を入れた中でやりたいということで、県との相談の上、来年度頭からやるということで、認めてもらっているというところをお聞きしましたし、先ほどありました市道管理事業についても、筆界未定のことがあるから、それをちゃんとする必要があるので、繰り越さなければいけないということとはよく分かりました。橋の修繕についても、近隣の工場との時間調整がなかなかできなかった、繰越予定だったけれども、これは何とか調整ついて3月までということでしたので、ご苦労されていることよく分かりました。

ちょっともう一回質問で、農林のことで、最初私、お聞きしましたのは、農林課の当初の予算で組んだ仕事はもうほぼできているのかということをお聞きしたので、それだけちょっとご答弁がなかったのも、それについてお願いしたいんです。前倒しとか国からの補正とかということで、これは年度繰り越さなアカンということは分かるんですけども、年度当初の予算で組んだ事業、これについてはできているのか、あるいは、いや、それも含めて補正も入ってきたので、繰り越していくということなのか。それについて繰り越したような事業はあるのかなのかだけちょっとお聞きします。ちょっと説明をお願いできたらと思います。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田農林課長 農林課、吉田です。よろしくお願いします。

勝根池に関しましては、継続して工事をする予定で、若干の工事の差引きなり等はありませんが、継続して令和6年度もしていく予定でございます。先ほど申し上げました八川1号線の舗装につきましては、令和5年度完成を目指して、令和5年度に国の補正予算の動向を探っていましたが、補正予算がつかなかったため、やむなく繰越しということで、部分的にやりくりをしながら、令和6年度も続きを施工していくというところでございます。

藤井本委員長 はい。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと質問の角度を変えますわね。当初予算で団体営土地改良事業費8,700万円ほどつけてありますけれど、これは何の事業だったのか、この2つの事業だけだったら、よく分かりました。それ以外の事業もあって、それはもう完了しているということで、繰越明許関係ないんだったら結構なんです。この当初の24ページのところに、補正前の額だから、当初予算以降補正があればちょっとあれですけども、そこに予定されていた事業は全て、どんな事業だったのかだけちょっと教えていただいたらいいんです。今の2事業だけだったらもう別に構いませんけれど。

藤井本委員長 言っている意味分かります。お答えください。

植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

まず、団体営土地改良事業の委託料から、まず説明させていただきたいと思います。その中のため池劣化状況調査と耐震性調査、こちらにつきましては全て終わっております。

それから、県のほうから、令和5年度の防災・減災事業の執行の進捗によりまして、県内

各市町村の計画の変更などでできた差金分について、本来一旦、差金などが発生した場合は国との協議後、不用額として取扱い、改めて補正措置をされますが、同事業内の流用に限って、奈良県内での別市町村、別事業に流用できることから、新たにため池の数が多い葛城市において、豪雨耐性評価を実施する事業費、これが1,946万5,000円、これが補助されるということで、3月補正についております。こちらについては、全額を令和6年度に繰越しさせていただくものでございます。

それから、工事のほうでございますけれども、まず、勝根池の工事がございまして、こちらについては、令和4年から令和5年への繰越しが1億円ございまして、現年の予算が4,500万円ついておりました。ですので、1億4,500万円の事業費の中から、事業をやっている中で、仮設ヤードの改良及び基礎改良部分の着手前ボーリングの詳細調査によりまして、改良材の増量が必要となって、その作業に日数がかかりましたので、それを800万円ちょっと増額の補正をさせていただいております。そこから、令和5年度では1,000万円の執行予定額でございますので、4,300万円を次年度に繰り越すということで、そちらの改良に伴う工事を来年5月ぐらいまで延長させていただきたいと、そのように考えております。

それから、農業経営基盤促進事業、八川の農道の説明については、先ほど課長が申しましたとおりでございます。

それから、県営ため池の整備事業の負担金でございますけれども、こちら、現年の分は終わっておりますが、県の国費の補正による前倒しがありましたので、その分については、947万1,000円でございますが、この部分も次年度へ繰越しさせていただくということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。当初予算については、大体もう執行して、国から下りてきたものの、前倒しのものについては年度途中なので、引き続きということ。ほかに、ため池工事のいろんな進捗状況で、やむを得ないものもあるというふうに思いました。

1点だけ、ちょっと意見になるんですけど、先ほどの公園施設長寿命化対策支援事業などでも、これはまた繰越明許のやり方としては、非常に工夫された繰越明許のやり方だと思います。差金を使える部分で合わせて、年度当初からしっかり工事をやっていきたいということで、単年度主義でいくと、なかなか事業が、年度途中から初めて年度内に終わらないと、繰り越さざるを得ないということが起きるわけですが、これについては、公共工事の平準化ということから考えても、いろいろ繰越明許費については様々工夫の中で、4月当初からかかるようにするというのは工夫があるのかなと思っておりますので、今回、しっかりと繰越明許の理由もあるし、工夫もされているということで了解いたしました。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひします。6ページ、私も繰越明許で6款土木費の尺土駅前周辺整備事業と国鉄・坊城線整備事業、これの繰越しについてちょっと説明をお願いいたします。

続きまして、25ページ、最下段の社会資本道路改良交付金事業費なんですけれども、これ当初の2億1,000万円に対しまして、1億7,300万円の減額ということで、今回補正出ております。ちょっと詳細について内容のほう、それぞれお聞かせ願えますでしょうか。よろしくお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川建設課長 建設課の西川です。よろしくお願いいたします。

ただいまの梨本委員の質問に対して、ご説明のほうをさせていただきます。

まず、繰越明許のほうでございます。尺土駅前につきましては、エレベーターの工事に伴う分でございます。この内容につきましては、一部の資材がちょっと今いろいろな諸事情で搬入が遅れるということでございます。国鉄・坊城線事業につきましては、こちらの場合、雨天時等ございまして、天候等で遅れる可能性を加味しまして、一旦はこのように、上げさせていただいていますけれども、こちらにつきましても3月末で完了予定をしております。

社会資本整備事業のことでございます。25ページ、こちらのほうの減額が多いという理由でございますが、一番の原因につきましては、補助金というのを交付金ですけども、交付金を活用しておりまして、国に対して要望をまずさせていただきます。それに対して100%つけば問題はないんですけども、今年度の場合、その内示率、補助率が低くなったため、今回この減額になった事業につきましては補助金がつかなかったため、減額させていただきました。ただ一部、測量設計委託料につきましては、こちらのほうにつきましては橋の設計でございます。渡場大橋のことでございまして、こちらのほうは予備設計をさせていただきまして、その予備設計の段階で、橋の取替えをすることとなりますと、周辺の道路、こちらのほうの取り合い部分の工事が必要となり、影響範囲がかなり広大になるため、一旦は今年度設計をする予定でございましたが、令和6年度に修繕を一旦させていただいて、安全性を確保したいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 まず、繰越しのほうなんですけど、国鉄・坊城線は、これ繰越しないということで分かりました。理解しました。尺土駅に関しては、これエレベーター工事のやつだけですか。もうそれだけのことですね。繰越しに関しては、やっぱり尺土駅と国鉄・坊城線に関しては毎年ここに上がってきているように思うんです。そういったことも含めて、担当課のほうで努力していただいているということは十分理解しておりますので、その上で、できるだけ事業の完了を早めていただきたいということで、繰越しが起きないような措置を取っていただけるようによろしくお願いします。

社会資本のほう、こちらのほうも分かりました。補助がつかなかったということで、それも理解しました。ただ、用地購入のほうで新町・柳原の工場用地以外の買収、令和5年度に完了するというようなことを恐らく去年の当初で聞いていたと思うんです。これに関して、工事の遅れというか、工業系ゾーン全体への影響というものがないのかということもちょっと心配するわけなんですけれども、ちょっとその辺り大丈夫なのか聞かせていただけますか。

藤井本委員長 西川建設課長。

西川建設課長 ただいまの質問に際し説明させていただきます。

もちろん工業系ゾーンにつきましては、影響のないようには進めておりますので、ご安心ください。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 もうあとは当初で聞きますので、当初のほうで、またしっかり議論させていただきたいと思います。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようでございますので、歳出7款までの質疑を終結いたします。

ここで職員の方の入替えを行います。入替えの間、暫時休憩します。

休 憩 午後0時24分

再 開 午後0時26分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳出の8款、10款、11款と、その歳出に関連する歳入、繰越明許費の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 1点だけお伺いします。27ページ、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料、ICT支援業務委託料ですけれども、これちょっと遡っていくと、令和4年が当初、2,894万8,000円あったのが、令和5年の当初予算で1,843万6,000円になりました。このときの説明として、細かな不具合というか、そういうサポートの対応を県に振り替えて、学校の先生方へ対する支援員として1名という予算化だったと思うんです。それで減額されました、当初予算として。更に今回、468万6,000円の減額になっているんですけど、その減額の理由を教えてください。

藤井本委員長 西川学校教育課長。

西川学校教育課長 学校教育課の西川です。よろしくお願いいたします。

令和5年のこの1名の分の契約ということで、当初予算としては1,062万6,000円を計上しておりました。ただし、プロポーザルによる審査の結果、契約金額が593万9,934円で契約いたしましたので、その不用額468万6,000円を減額補正するものであります。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 かなり差金が出たということですよ。これ、4月20日の公募のプロポーザルされて、最終的に1者が5月30日に決まっているんですよ。このときの、私よく分からないのが、最初の設計のところが、金額、公募のプロポーザルの金額もそうですけど、かなりこの予算と違うんですよ。それは何でなんですかね。

藤井本委員長 西川課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。

この令和5年の当初予算に関しましては、前の業者の見積りということで一旦試算させていただきました。今年のプロポーザルによる基準に関しましては、人材と金額をちょっと重視いたしまして、その結果、一番点数の高かった業者が、さきほど申しましたこの593万9,934円ということで提示になったので、この金額で契約したものです。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 もう言いっ放しですけど、この当初予算から考えたら、業者変えたらこんだけ、5割以上下がるわけなんです。1つ懸念するのは、発注する会社によって、サポートの内容がちゃんとできているかどうかが一番心配なんです。こんだけ安くなるというのは大丈夫なんかなという気がするんですけども、その辺り見ながら、ちゃんと。やっぱりこれ、基準がないものですから、もう本当に分からないんですけども、安かろう悪かろうにならないようにだけお願いします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 ページ数でいくと29ページになります。8款2項2目の教育振興費、小学校就学援助事業ということで、扶助費の中の減額ですけれども、大体これ、どういう減額内容になっているのかということについて伺います。

同じく30ページの8款3項、同じく2目の教育振興費の中学校就学援助事業のところの減額について説明をお願いします。

藤井本委員長 西川学校教育課長。

西川学校教育課長 学校教育課、西川です。よろしくお願いします。

この減額の理由につきましては、令和5年12月議会で承認いただきました地方創生臨時交付金を活用した小・中学校、幼稚園の3学期の給食の無償化に伴い、就学援助費で支給予定の給食費の減額を補正するもの及び現在の認定状況を把握した中での不用額を減額するものでございます。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 給食費が要保護・準要保護児童援助費の中からは出ているけれども、それは国の先ほど言いました物価高騰の対策の交付金の中から払われているので、この分が減額になったということ、よく分かりました。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 そしたら、33ページの11款諸支出金、1項基金費で、寄附金、積立金の社会福祉振興基金費、寄附金6,838万7,000円をこれ市民の方から寄附をいただいているということなんですけど、言える範囲で、どういう形でしていただいたかというところ、ちょっと教えていただけたらと思います。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの寄附の内容でございます。こちらについては、以前葛城市にお住まいになられた方の遺言により、福祉に有益に役立つように、使用するために寄附というようなところで、昨年、その遺言執行者の弁護士の方からご連絡をいただきまして、その後、この方が持っておられる土地の売却した部分の金額をいただくというような内容の中で、手続等踏みまして、令和5年の12月にこの金額をいただいたものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。本当に今こちらには住まれてはないということなんですけど、本当にこの葛城市をふるさとを思う気持ちを本当に形に変えて、しっかり頑張ってもらいたいという意味を込めて、こんな大金をくださっているということなので、その辺やっぱりしっかりと市政運営もして、これ社会福祉についてしっかりと使っていただきたいという思いもありますので、基金に、この辺をやっぱりその気持ちを大事にして、これからやっていただけたらと思います。市長、どう思いますか。

藤井本委員長 これ、せっかくいただいた、どういう思いでいただいたかというのを。

市長。

阿古市長 今回いただいた六千数百万円のほうは、そういう内容の寄附でございます。その意思というのはもう最大限尊重して、葛城市のために使ってまいりたいと思います。それ以外にも、額は違いますが、いろんな方から寄附をいただいたり、ご協力をいただいております。それも含めまして、葛城市発展のために使ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

はい。

奥本委員。

奥本委員 今の寄附のところ関連で、予算のほうで質問1点だけお願いします。

11ページ、17款寄附金の4目総務費寄附金、これ10万円計上されております。この詳細をお願いします。

(発言する者あり)

藤井本委員長 関連外れていますので、今のはまたどこかで聞いてください。

ほかに。

谷原委員。

谷原委員 1点だけお伺いします。32ページになります。8款6項2目体育施設費の中の当麻スポーツセンター運営事業費の中の12節委託料のプール管理運営委託料、これが当初予算396万6,000円、それに対して237万9,000円の減額となっております。同じく、下の新庄スポーツセンター等運営事業の中のこれも同じように委託料として12節ですが、プール管理運営委託料、これも当初予算408万1,000円という予算が計上されて、実際には200万円余りの減額措

置になっています。非常に当初予算と比べて減額割合が大きいので、このことについてご説明をお願いします。

藤井本委員長 竹本課長。

竹本体育振興課長 体育振興課、竹本でございます。

ただいまの谷原委員のご質問でございますが、まず1点目の當麻スポーツセンター運営事業の委託料、プール管理運営委託料でございますが、次の新庄スポーツセンター管理運営の委託料も同じなんですけども、当初入札により、既存の指名競争入札と、改めて一般競争入札とで業者選定をした上でのと一般競争入札とで入札執行を2度させていただいたんですけども、その後、既存の業者とも調整させていただいた結果、委託業務での執行が不可能ということで、職員のほうでプール運営業務の指導講習等も受けながらさせていただいた結果、直営でやらせていただく結果でございます。当初予定していました管理委託料を直営に当たりまして、プールの監視員等の人件費並びに、それに伴う諸経費等執行で、それぞれ當麻スポーツセンターのほうで、執行額158万7,000円の差引き237万9,000円の減額と、新庄プールのほうにつきましては、執行額203万3,000円の残額の204万8,000円の減額をするものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 民間に委託していたものを直営したら半額になったという話ですな。よく分かりました。

藤井本委員長 ほかに。ないですか。

先ほど奥本委員の寄附金のところで、ご質問、今来ていただきましたので、それについて答弁を求めます。

勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。

11ページ、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金でございます。こちらにつきましては、企業版ふるさと納税をいただいたものでございます。市の地域再生計画でありますまち・ひと・しごと創生推進計画の事業につきましてご寄附をいただき、活用させていただくというものでございます。今回、大阪市の株式会社水処理管理センター様より10万円を寄附いただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 ありがとうございます。

奥本委員。

奥本委員 企業版ふるさと納税による寄附金ということなんです。そうなってくると、今、推進計画っておっしゃいました具体的な推進計画の中身って、何に対しての寄附かというの、これがちょっとはつきりしないので、そこ詳しくお願いします。

それともう一つ、株式会社水処理管理センターって、ちょっとこれ調べても出てこないんですけども、どういった団体なんですか。やっぱり民間事業でいいんですかね。

藤井本委員長 いけますか。

勝眞課長。

勝眞企画政策課長 まず、寄附の対象事業というところ、推進計画に載せさせていただいている対象事業でございますけれども、3点ございます。子育てに係る各種支援・取組を通じた人口の増加、移住支援というところ。それから観光業を基幹とした産業の振興という集客支援というところ。それから、地域コミュニティの強化を通じた地域の紐帯の強化事業ということで定住支援というところ。今回この株式会社水処理管理センター様からは、3番目でございます地域コミュニティの強化を通じた地域の紐帯の強化事業というところで、こちらのところ、計画の中に該当する事業というところで、地域公共交通の充実というところに充てさせていただいております。

それから2点目、この株式会社水処理管理センター様でございますけれども、会社、事業といたしましては、水道施設の保守管理ですとか補修工事、薬品・部品の提供というようなところで会社を運営されております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 もう言いつ放しですけど、対象の計画が、公共交通の充実のところに出してらっしゃるのがこの水処理管理センター、ちょっと何でかなと思いますけど、これ企業にとっては、税金のほうで優遇されるということなので、その辺りかなと理解いたしました。

藤井本委員長 丁寧ありがとうございます。

質疑、ほかにないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

議員間討議、希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第22号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、14時から会議を再開いたします。

休 憩 午後0時43分

再 開 午後2時00分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に議第23号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。ただいま議題となりました議第23号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出ともに1,104万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億5,127万9,000円とするものでございます。

6ページ、事項別明細書の歳出から説明させていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきまして、12節委託料で41万8,000円の減額。2款保険給付費、1項療養諸費、5目審査支払手数料で303万9,000円の減額。3款国民健康保険事業費納付金におきまして、18節負担金補助及び交付金で285万1,000円の追加。6款基金積立金、1目財政調整基金積立金におきまして1,153万8,000円の追加。ページをおめくりいただき、7ページでございます。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金におきまして、5目償還金で10万8,000円の追加でございます。

4ページに戻っていただき、歳入をお願いします。1款国民健康保険税におきまして、1目一般被保険者国民健康保険税で2,000万円の減額。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金におきまして81万4,000円の減額でございます。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金におきまして1,046万5,000円の増額、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で23万円の減額でございます。6款繰越金におきまして、1節前年度繰越金で2,048万9,000円の増額。7款諸収入、4項雑入におきまして95万2,000円の増額。5ページ、2つ目の8款国庫支出金、1項国庫補助金におきまして、2目災害等臨時特例補助金で2万3,000円、3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金で15万5,000円の増額でございます。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。明細ではなくて、第1表のほうでちょっとお聞きします。2ページと3ページ見開きということになりますが、1つは国民健康保険税、これ税のほうで補正として2,000万円の減額になっていますけれども、この2,000万円の減額の理由をお願いいたします。

2つ目ですけれども、繰入金として他会計から繰入金を入れております。これについては、明細でいくと歳入の4ページになるんですかね。4ページのところに5款繰入金の1項1目一般会計繰入金として一般会計からの繰入金ということですが、説明のところに財政安定化支援事業繰入金とあります。この性格がどういう性格かということをやっと教えていた

だけませんか。

3つ目でありますけれども、こうした繰入金等を入れて補正をするという1つの大きな理由が、下の歳出のところの3款国民健康保険事業費納付金、ここが2,285万1,000円ほど、補正で増額になっているんですが、この増額の理由をお願いいたします。このちょっとまず3点ほど、お願いします。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課、増井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の保険税2,000万円の減額についてでございます。その理由としましては、被保険者数が減少しておりまして、税収入のほうも減少しております。被保険者数が、令和5年度当初見込みが7,659人でしたが、令和6年2月現在では7,429人にまで減少している状況でございます。

2つ目の財政安定化繰入金についてでございます。この繰入れにつきましては、保険者の責に期さない特別の事情による財政負担増への公費による財政支援でございます。保険税の負担能力とか、保険税軽減世帯の割合、また年齢構成に応じて決定されるものでございます。

3つ目の保健事業費納付金の増額についてでございます。納付金につきましては、基盤安定事業分と財政安定化事業分の額が確定し、その増減を反映したのになります。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。1点目の保険税が減額補正になったのは、被保険者の減少、これが当初の見込みよりさらに減少したということでもあります。これは、私も少し、厚生文教常任委員会の国民健康保険のときにも意見を述べさせていただきましたので、ここではもう差し控えておきます。それから、分かりました。減少のために保険税は不足したということでもあります。

ちょっと2つ目に聞きたいんですけど、この財政安定化支援事業繰入金ということで、ご説明がありました。これが増額になった理由、これをちょっとお聞かせ願いたいんです。先ほどありましたように、この繰入金につきましては、保険者の任に負わない諸事情における保険税の、ある意味では支援ということだろうと思うんですけども、それは増えているとすれば、どういうことで増えたことになったのかということを2つ目の質問としてお聞かせください。

3つ目に質問しました国民健康保険事業納付金は、県全体の保険の最終的な費用が確定した上での調整ということで、新たにこれだけの増額になったということで了解いたしました。

この2番目のことについてもう一回、なぜ増額になったかをご説明をお願いします。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 増井です。

この財政安定化基金繰入金の金額についてなんですけど、これは保険税の負担能力であるとか、保険税軽減世帯の割合、また被保険者の年齢構成に応じて決定されるというもので、国民健康保険の保険税の軽減世帯の増加が考慮されているものと考えております。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、葛城市における軽減世帯が、当初の見込みよりも多かったというふうに理解してよろしいのでしょうか。これちょっと確認なんですけど。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 おっしゃるとおりでございます。

藤井本委員長 はい。

谷原委員。

谷原委員 最後になりますけれども、私が懸念していますのは、何度も言いますが、国民健康保険税が非常に高いので、働ける方等は社会保険のほうに入って脱退されていていっているんですね。そうすると国民健康保険がどういう比率になっていくかというたら、もう高齢者で働けない、低所得の方だけが残っていくという、この構造的な問題が今起きていまして、これは全国知事会や全国市長会でも国に向けていろいろ要望を出しておられるところなんですけども、やはりこれはちょっと今後、市議会では何ができるか、葛城市では何ができるかという問題ありますけれども、ちょっとその点については注意して見ていきたいなあと考えております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員 4つ目、最後になります。財政調整基金の繰入金についてお伺いします。ページ数でいくと、先ほどの3ページになりますけど、歳出のところ、6款の基金積立金のほうに1,153万8,000円ほど積み立てるということで、補正額が増額になっております。この積立金というのは、繰越金の中でこれを充てるのか、過去の繰越金の中からこれを充てるのか、今年度の繰越金の中からこれを充てているのか。この財政調整基金の積立金の原資になるものは一体何だったのかちょっとお聞きしたいんです。

併せて、この予算でこの補正額を繰入れて、現在の財政調整基金の残高は幾らになるのか、2つお聞きします。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 増井です。

財政調整基金の積立ての原資ですけれども、前年度の繰越金において生じた金額の2分の1を下らない額、これを今年度、基金として積み立てるものです。基金の残額ですけれども、令和4年度末で3億7,841万5,442円でございます。令和5年度の見込みとしましては、3億7,938万699円でございます。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございました。

藤井本委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議、希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであればこれより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第25号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。

議第25号、令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出ともに440万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,419万1,000円とするものでございます。一番最後のページ、4ページ、事項別明細書をご覧ください。

まず、下の歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、18節負担金補助及び交付金で440万9,000円の減額でございます。

次に、上の歳入でございます。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金におきまして440万9,000円の減額でございます。負担金確定による補正でございます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結をいたします。

議員間討議、希望される方、おられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第25号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで職員の入替えをさせていただきます。職員の方よろしく願いいたします。早く準備してください。

(理事者入替え)

藤井本委員長 次に、議第24号、令和5年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井上教育部長。

井上教育部長 教育部長の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第24号、令和5年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ912万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,625万2,000円とするものでございます。

それでは、4ページ、事項別明細書をご覧ください。下の歳出からご説明申し上げます。

1款教育費、1項学校給食費、2目学校給食管理費、10節需用費、光熱水費で660万9,000円の減額、12節委託料、設備等保守点検委託料で251万8,000円の減額でございます。

次に、同じく4ページ上の歳入につきまして、ご説明申し上げます。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で912万7,000円の減額でございます。

以上、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 1点お願いします。歳出の1款教育費、1項学校給食費、2目学校給食管理費、12節委託料、設備等保守点検委託料で251万8,000円の減額になっておりますけども、給食運営委員会でもこの話は出ておりませんでしたけど、内容について説明をお願いします。

藤井本委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 学校給食センターの吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご質問いただきました委託料の減額でございますが、委託業務についての見積り合わせ、あるいは一般競争入札の結果によります請負差金、この金額となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 もう少し詳しく言ってもらえますか。何の請負差金なんですかね。

藤井本委員長 吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 具体的に申し上げますと、3年間の長期契約をしております総合メンテナンス保守管理事業がございますが、こちらのほう、一般競争入札の結果、不用額が大半を占めるような状況でございます。そのほか、経緯でございますが、年間委託契約を結んでいる部分の請負差金、合わせての減額補正と、このようになってございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 確認できないけど、要するメンテナンスということなので、調理器具という解釈でよろしいんですよね。ですよねって言っても、これもう質問にならへん。誰か聞いてもらえたらいい。

藤井本委員長 もう少し詳しく、メンテナンスと、私もメンテナンスと書いたけど、何のメンテナンスやねんというところら辺も含めて、2回目の質問でもう少し詳しくお答えください。

吉村所長。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 申し訳ございませんでした。補足の説明をさせていただきます。給食センターの総合メンテナンス保守管理事業でございますが、センター内のボイラー設備、あるいは空調設備、その他、器具等の全般にわたっての設備のメンテナンス業務でございます。年間を通じまして定期的に保守をしていただいている業務でございます、3か年を通して契約するというものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ちょっと私確認したいのが、3か年を通して契約する中で、この差金が出てくるといふ、ちょっと私の考えが間違っているのかな。そこで差金がなぜ出るのという。初年度やから。確認のためにお願いします。

吉村学校教育課主幹兼学校給食センター所長 この業務につきましては、令和5年度の6月から契約を実施しているものでございます。ということから、令和5年度の6月からということですので、令和5年度で、若干の物価上昇等の金額も含めた予算額の中で入札を実施し、結果として差金が出てきたということでございます。

藤井本委員長 分かりました。初年度やということやね。分かりました。

ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結をいたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第24号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで再度職員の入替えを行います。お願いします。

(理事者入替え)

藤井本委員長 次に、議第26号、令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第26号、令和5年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、原水不足による県水受水費の追加と、令和5年度におけます予算の執行状況を把握した中での不用額の減額などを行うものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、収入の部、1款水道事業収益、1項営業収益で1,800万円を減額、2項営業外収益で650万7,000円を追加し、水道事業収益の総額を7億8,514万7,000円とするものでございます。支出の部、1款水道事業費用、1項営業費用で774万8,000円を減額し、水道事業費用の総額を7億7,204万9,000円とするものでございます。

2ページにお進み願います。第3条、資本的収入及び支出におきまして、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,593万8,000円を3億5,143万8,000円に改め、補てん財源のうち、消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,046万円を3,800万2,000円に、建設改良積立金1億6,788万8,000円を1億5,584万6,000円に改め、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で450万円を減額し、資本的支出の総額を4億2,288万8,000円とするものでございます。詳細につきまして、補正予算明細書でご説明いたしますので、14ページまでお進みください。

まず、収益的収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、3目その他営業収益で1,800万円の減額、2項営業外収益、3目消費税及び地方消費税還付金で650万7,000円の追加でございます。

次に、収益的支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で105万円の減額、2目配水及び給水費で150万円の減額、4目総係費で519万8,000円の減額でございます。

15ページをお願いいたします。最後に資本的支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、4目固定資産購入費で450万円の減額でございます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ページ数は14ページ、15ページになりますけれども、ちょっと教えていただきたいんですけども、収益的支出の一覧表のところですけども、1款水道事業費、1項営業費用の中の2目配水及び給水費のところの18節委託料ということで、150万円ほど減額になっている横に備考として、請負残による減額となっているんですね。この請負残による減額というのはどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいんです。併せてその下の段にも、資本的収入及び支出の表がありまして、1款資本的支出、1項建設改良費、4目固定資産購入費の1節と4節、量水器購入費、工具器具備品費、これも請負残による減額となっているんです。そもそも量水器の購入で請負残が発生するとか、工具器具備品費で請負残が発生するというのはちょっとこれ言葉の意味が私もよく分からないので、教えていただけたらと思います。お願いします。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、14ページの配水及び給水費の委託料、これ150万円の請負残の減額ですねけども、これにつきましては業務委託の入札、これにつきましては、検定満期水道メーター取替委託業務による入札に伴って請負差金ということで、150万円を減額するものであります。

続きまして、資本的支出、建設改良費の固定資産購入費の量水器購入費ですが、検定満期取替えのメーターの購入の入札により、契約の請負残として300万円を減額するものであります。

続きまして、資本的支出の建設改良費、固定資産購入費、工具器具備品費ですねけども、これにつきましては、一者随意契約になりますけども、請負残による減額補正として150万円を計上しているものであります。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 要は、予算を立てました、そして入札しました、契約する、その契約と予算の差金ということ、差額を計上して、補正とすると。その言葉がぴんとこないんですよ。請負残となるから、請負工事が残っているのかなと思ってしまったので、こういう表記なんですね。決まりとして表記になっているのか、いや、契約差金と書いてもらったら僕らも分かりやすいのかなと思うので、この言葉がこういうふうな使い方をするもんなのかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。確かに請負残という表記はちょっと分かりづらいかと思いますので、今後もっと分かりやすい形で表現させていただきたいと思います。内容としては、こちらから伝えたのは契約差金という意味でございますので、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。請負残というと、繰越明許でもせんあかんとか、何か仕事残っ

ているのかなと思ってしまうので、法的にこういう定めがあって、こういう言葉を使わなければならないというのでなければ、分かりやすい表記にさせていただけたらと思います。ありがとうございます。

藤井本委員長 よろしくをお願いします。

西川委員。

西川委員 僕からちょっと1点ですけど、14ページ、収益的支出のところで、34節の受水費、県水受水量増量に伴う増額というところで2,475万円なんですけど、原水の不足によるというところで、県水のほうを買わなあかんというところやと思うんですけど、これの、何で原水が足らんか、何か要因があったのかというところと、これ、数字ではお金で出ているんですけど、大体どれぐらいの立方メートル数というんですかね、どれぐらいの水がかかっているかとかいうところというのを教えていただきたいと思います。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの西川委員のご質問にお答えさせていただきます。

受水費の増額の理由といたしましては、10月から12月の少雨、または1月から2月の少雨時期の到来と、それから新庄浄水場から寺口受配水池へ浄水を送る送水ポンプが、2基のうち1基が故障したため、それによって自己水の浄水供給不足が見込まれることから、県水道受水量、予算としては、予備10万トン含んで137万トンから162万トンへ増量、内容といたしましては、予備10万トンを含む25万トンを増量し、単価としては、1トン当たり99円になりますので、2,475万円の増額補正を行うものであります。

以上でございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 ごめんなさい。最初のほう、ちょっと聞き取れなかった。10月、ポンプが壊れてということとは大体分かりました。10月から何、その原因、もう一回ちょっと教えていただける。ちょっとゆっくりやっていたら良かったほうが。ちょっとごめんなさい。聞き取れなかった。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。令和5年の10月から12月の少雨、雨が少なかった影響と、それから、1月から2月はこの地域でも雨が少ない状況が見込まれるため、そのために県水の受水量を増やしたということでございます。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。理由も分かりました。少雨というのは雨が少ないということなんですね。これもやっぱり少雨というのも、その時期になったら同じことが起こる話やと思うんですけど、やっぱりそれは、これからため池とか原水の確保というところも必要になってくると思うので、これについては、また違うところでも、また議論をしていかなあかんかなと思います。分かりました。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 8ページのキャッシュフロー計算書のことでちょっと教えてほしいんですけど、未収金の

増減額、これは6,482万4,000円のプラスということは、これは一般の企業、民間企業でいくと、未収金のこのところの回転率が要するに高いほど、未収期間が短くて早く回転しているので、キャッシュフローに好影響を与えているという理解だったと思うんですけども、総務省の水道事業経営指標というのを確認したときに、これはそのまま当てはまらないと。要するに自治体の水道事業の場合は、メーター検針期間の長短による測定日や料金の納付期限、あるいは料金滞納者の多寡によって変わってくるとあるので、年度ごとに確認が必要だというふうになっているんです。この辺りの分析はどうされている。よろしいですか。そこをちょっとお伺いだけしておきたいのでお願いします。

藤井本委員長 いけますか。補足説明。

奥本委員 ちょっと難しかった。要は、未収の滞納者が増えているのか、あるいは減っているのかという、その分析だけで結構です。お願いします。

藤井本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。

滞納の件だと思います。滞納の件で説明させていただきます。毎年毎年、水道料金につきましては、どうしても毎年毎年、全部入らないということで、滞納は出てくる。その分が未収金として毎年毎年積み重なっていくので、水道料金の未収金自体は、毎年毎年増額になる、額が増えていっております。

以上でございます。

藤井本委員長 ちょっと確認したいのが、これそのものが増えている、そういう未収金じゃないですやろう。

(発言する者あり)

藤井本委員長 井邑部長。

井邑上下水道部長 失礼いたします。上下水道部、井邑です。

未収金の増減額が三角で示されている場合が増加ということですので、これは令和4年度と比較しますと6,482万4,000円減っているということでございます。ちょっとそのことにつきましては、ちょっと調べさせて、何がこんだけ減ったのかというのをちょっと調べさせていただきたいと思いますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。後刻報告させていただきます。

藤井本委員長 奥本委員もそれでいいですか。

奥本委員。

奥本委員 要は未収金が減っているということなん……。減っているというか、要はさっきも言ったように、未収金の回転率が早まっていて、滞納が増えていても、それをちゃんと回収できていれば別に問題ないんです。そのところどうかということ。増えたけども、やっぱり期限内、ちょっと過ぎても、未収金として上がっても、それが最終的に回収できていますというのであればオーケーなんです。そこんところちょっと知りたかっただけなので。また、したらお願いしますね。

藤井本委員長 後で報告くださいね。後ほどでもいいから。今行ってくれはったかな。後で結構です。

ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 報告は報告として、後から報告だけで結構です。

質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第26号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

最後に、議第27号、令和5年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑部長。

井邑上下水道部長 失礼いたします。上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第27号、令和5年度葛城市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、令和5年度におけます予算の執行状況を把握した中で、の不用額の減額などを行うものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、収入の部、1款下水道事業収益、2項営業外収益で140万5,000円を減額し、下水道事業収益の総額を12億461万1,000円とするものでございます。

次に、支出の部、1款下水道事業費用、1項営業費用で216万7,000円を減額、2項営業外費用で128万5,000円を追加し、下水道事業費用の総額を12億34万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,503万7,000円を3億9,451万4,000円に改め、補てん財源の内訳、消費税及び地方消費税資本的収支調整額595万4,000円を476万1,000円に、当年度損益勘定留保資金3億8,908万3,000円を3億8,975万3,000円に改め、収入の部、1款資本的収入、1項企業債で1,260万円を減額し、資本的収入の総額を4億1,530万円とし、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で1,312万3,000円を減額し、資本的

支出の総額を8億981万4,000円とするものでございます。

3ページに移りまして、第4条、他会計からの補助金5億5,018万円を5億4,877万5,000円に改めます。詳細につきまして、予算明細書におきまして説明いたしますので、14ページまでお進みください。

まず、収益的収入でございます。1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金で140万5,000円の減額でございます。

次に、収益的支出でございます。1款下水道事業費用、1項営業費用、4目総係費で216万7,000円の減額でございます。2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税で128万5,000円の追加でございます。

15ページに移りまして、資本的収入でございます。1款資本的収入、1項1目企業債で1,260万円の減額でございます。

最後に資本的支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道建設費で874万7,000円の減額、2目流域下水道建設負担金で437万6,000円の減額でございます。

以上、説明いたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 2つほどお聞きします。14ページですけれども、収益的収入及び支出の一覧表の収益的支出の表であります。1款下水道事業費用、2項になるのかな、2項営業外費用の3目消費税及び地方消費税の備考のところですか。消費税額不足による増額、これちょっとよく分かりませんので、ちょっとこの内容を説明お願いします。

それから下の段ですけど、今度は資本的収入及び支出で資本的収入の一覧表の中の1款資本的収入、1項企業債、1目企業債のところに1節、2節、それぞれ事業債が減額補正となっていますけれども、この事業費等の減少による減額となっていますけれども、この内訳、つまり、先ほどあった契約差金によって減額になったものなのか、あるいは事業そのものをやらずに、できなくて、事業費全体が少なくなったの減額なのか、ちょっと内訳を説明お願いします。

藤井本委員長 2点。

野地課長。

野地下水道課長 下水道課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の消費税の件ですけども、消費税及び地方消費税の計算につきましては、下水道事業全体で計算をいたします。計算方法といたしましては、借受消費税から仮払消費税を差し引いた金額を納税することとなります。今回の補正予算を含め、下水道事業会計全てを計算した結果、仮払消費税が128万5,000円減少いたします。このため、納税額が128万5,000円大きくなるために金額が不足するため、この128万5,000円の増額をお願いするということです。

2点目の企業債の減額ですけども、まず、1節の公共下水道事業債ですけども、こちらに

つきましては、工事請負費につきまして、請負差金が発生している分と、枠取りということで、公共ます設置等の工事の分の枠取りをしております。それが、1,800万円ほど枠取りしておったんですけども、執行の予定額が1,140万円ほどということで、事業費と請負差金による減額ということになります。2節の公共下水道事業債ですけども、こちらにつきましては、葛城市の汚水のほうは、奈良県の流域下水道センターで処理を行っておりまして、その施設の建設の更新に要する費用の一部を流域下水道公共事業で行う市町村で負担する費用でいたしまして、その建設負担金が減額したということで、437万6,000円の減額を行うということです。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 2つ目のこの事業債等の減少による減額については、よく分かりました。最初の消費税額不足による増額ということですけども、この仮払消費税が少なくなったと。こういうことの意味がもうひとつよく分かっていないので、一からちょっと教えていただけたらいいんですけども、あんまり難しかったら後で聞きに行きます。

藤井本委員長 この際だから説明、いつもこうやっているという形で。消費税の分。

谷原委員 なぜそこが少なくなったかということだけでもいいですから、お願いします。

藤井本委員長 野地課長。

野地下水道課長 なぜ執行額が減ると納税額が大きくなるといいますと、消費税というのが借受消費税から仮払消費税を引いた金額を納めることになりまして、仮払消費税というのが、工事とかをしたときに、うちから一旦払っているという消費税です。工事費が減るということは、お支払いする金額が減りますので、借受けした分から仮払いが減るということは、その差額が大きくなるので、納税額が大きくなるということになります。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 もう一回だけ質問させてもらっていいですかね。これ仮では何か最後精算するんですか。

清算すればそれがなしになると考えていいのか、仮の段階だから発生すると。ちょっとこれだけ確認します。

藤井本委員長 野地課長。お答えください。

野地下水道課長 確定申告をいたしますので、最終的には、年度の計算をして、その分の納税をするという形になりますので、最後に精算はいたします。

藤井本委員長 ほかにございませんか。ほかない。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑終結をいたします。

議員間討議、希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第27号議案を採決いたします。

本案を原案通りに可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

井邑部長。

井邑上下水道部長 水道事業会計の補正予算で奥本委員からお尋ねになられていたキャッシュフローの中で6,482万4,000円減少となっていると。金額が大きいですが、この理由はということでしたが、これは水道使用料とかの話じゃなくて、水道は下水道に短期貸付金をいたしておりますが、その貸付金が、令和4年度におきましては3月末に入らなかったというところで、未収金として計上したということでございます。その貸付けした金額の未収金につきまして、4月当初に入金が済んでおります。そういうことでございます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 分かりました。

藤井本委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました補正予算に関する議案の審査が終了いたしました。

付託されました一般会計ほか、令和5年度の補正予算については全て可決されました。慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。

これをもって終了させていただきます。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後2時52分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

藤井本 浩